

周防大島町告示第 2 号

平成18年第 1 回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成18年 3 月 1 日

周防大島町長 中本 富夫

1 期 日 平成18年 3 月 8 日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

安本 貞敏君	伊東 梅芳君
土手 正喜君	平野 和生君
荒川 政義君	浜戸 信充君
杉山 藤雄君	神岡 光人君
田村 三郎君	伊藤 秀行君
平村 真成君	魚谷 洋一君
松井 岑雄君	黒田 壇豊君
広田 清晴君	魚原 満晴君
富田 安英君	木村 潔君
中本 博明君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	小田 貞利君
尾元 武君	久保 雅己君
新山 玄雄君	

3 月 9 日に応招した議員

3 月10日に応招した議員

3 月20日に応招した議員

3 月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成18年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成18年3月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成18年3月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第13号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第7 議案第14号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第15号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第16号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第17号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第18号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第19号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第20号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第21号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第22号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第23号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)について

- 日程第17 議案第24号 周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第18 議案第25号 周防大島町国民保護協議会条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第19 議案第26号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第20 議案第27号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第21 議案第28号 周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第22 議案第29号 「周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例」及び「周防大島町斎場建設基金条例」の廃止について
- 日程第23 議案第30号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第33号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第34号 周防大島町税条例の一部改正について（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第28 議案第35号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第29 議案第36号 周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第37号 周防大島町介護保険条例に一部改正について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第31 議案第38号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第32 議案第39号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第33 議案第40号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定

- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第6 議案第13号 平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第7 議案第14号 平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第15号 平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第16号 平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第17号 平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第18号 平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第19号 平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第20号 平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第14 議案第21号 平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第22号 平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第16 議案第23号 平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第24号 周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第18 議案第25号 周防大島町国民保護協議会条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第19 議案第26号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「総務」)
- 日程第20 議案第27号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定について(説明・質疑・委員会付託「民生」)

- 日程第21 議案第28号 周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第22 議案第29号 「周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例」及び「周防大島町斎場建設基金条例」の廃止について
- 日程第23 議案第30号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第31号 周防大島町職員定数条例の一部改正について
- 日程第25 議案第32号 周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第33号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第34号 周防大島町税条例の一部改正について（説明・質疑・委員会付託「総務」）
- 日程第28 議案第35号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第29 議案第36号 周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第37号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（説明・質疑・委員会付託「民生」）
- 日程第31 議案第38号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第32 議案第39号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第33 議案第40号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について

出席議員（25名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君

22番 田中隆太郎君
24番 尾元 武君
26番 新山 玄雄君

23番 小田 貞利君
25番 久保 雅己君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君 議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君 書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
企画課長	中野 守雄君	税務課長	橋本 澄夫君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	田村 博君	橘総合支所長	中河 美昭君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君	健康増進課長	椎木 千明君

午前9時30分開会

議長（新山 玄雄君） おはようございます。本日はお忙しい中を御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから平成18年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、3 番、土手正喜議員、4 番、平野和生議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 3 月 3 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 3 月 22 日までの 15 日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から 3 月 22 日までの 15 日間とすることに決しました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（新山 玄雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査 12 月、1 月、2 月実施分及び定期監査 12 月、1 月、2 月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、本議会に提出された誓願、陳情・要望について、陳情・要望の 2 件を受理いたしました。陳情・要望第 11 号米海軍厚木基地機能の岩国基地への移転反対に係る要望書と、陳情・要望第 12 号「艦載機を岩国基地へ移す計画を中止してください」の 2 件につきましては、本町議会も昨年の 6 月定例会において米海軍厚木基地機能の岩国移転に反対する決議をし、さらに基地関連の調査研究を深めるべく、岩国基地関連対策特別委員会を 12 月定例会において設置しているところであります。ことを含み、議会運営委員会において取り扱いについて協議をいただきました結果、いずれも議員配布と決定いたしましたので、お手元にその写しを配布いたしておりますので、御高覧ください。

続いて、系統議長会関係について、その状況を御報告いたします。

去る 2 月 22 日、山口市において山口県町村議会議長会定例会が開催されました。18 年度の事業計画及び関連予算について審議決定いたしましたところであります。市町村合併の進展に伴い、本会は 4 月より当面 9 町により存続運営してまいることとなります。また、事務局については市

長会と町村会、そして議長会とを統合し、山口県市・町総合事務局として4月1日より開設されます。場所は現在の自治会館内とし、要望活動の連絡調整や研修などの事務を一本化し、効率的な運営を図るとともに、現在24人の職員を段階的に削減をし15人前後に、そして運営費を5年後に半減する方針であります。議員各位におかれましては、御理解を賜りまして、今後なお一層の御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、山口県離島振興町村議会議長会の定例会の決定事項について、県内4町のみとなりました本会ではありますが、離島の生活条件等の面において、本土との間に依然として著しい格差が存在していることをかんがみますと、本会の役割はこれからさらに重要であり、このまま存続させ、離島振興のために国、県への陳情・要望活動を積極的に展開するとともに、離島を抱える町が相互協力し、豊かな島づくりを推進していこうと誓い合ったところであります。

各委員会からの報告事項では、議会広報編集特別委員会から視察研修の報告が提出されましたので、お手元に配布をいたしております。議会の情報をよりわかりやすく住民へ知らせたいとの思いで広報づくりに専念されておられる皆さんのお気持ち、また、その御労苦に対しまして敬意と感謝を表すものであります。引き続きよろしく願いいたします。

次に、町人会関係ですが、1月15日の東京久賀クラブ総会へ平川敏郎議員が、また2月5日の関西橘町人会には中本博明議員が、さらに2月25日の東京橘会へは安本貞敏議員がそれぞれ旧町出身の議員として各会へ御出席をいただき、親善大使として町の最新の情報を届けられるとともに旧交を温められましたことに敬意と感謝を申し上げますところでございます。大変御苦勞さまでございました。

最後になりましたが、慶弔に関しまして、全国町村議会議長会よりの表彰におきまして、中本博明議員が15年以上在職され、さらに功勞のあったものとして自治功勞賞を、自治功勞者として表彰を受けられました。早速に御本人に伝達をさせていただきました。私ども同僚といたしましても、名譽であり誇りであります。御同慶に存ずるところであります。中本議員、本当におめでとうございました。今後ますますの御活躍を祈念しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．施政方針並びに議案説明

議長（新山 玄雄君） 日程第4、施政方針並びに議案の説明に入ります。

町長より、施政方針並びに議案の説明を求めます。中本町長。

町長（中本 富夫君） 本日は、平成18年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成18年度一般会計予算を初め町政の重要案件につきまして御審議をいただくに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

町政運営の基本方針といたしまして説明をいたしますが、さて、本町は、一昨年10月1日、県内では周南市に次いで2番目の新設合併による「周防大島町」として誕生をいたしました。以来、皆様方の力強い御支援御協力を賜り、今月で1年半を迎えました。この間、常に申し上げてまいりましたが、今回の合併は、私たちが過去に経験したことのない非常に厳しい社会経済情勢の中で、大島郡4町の生き残りをかけた決断であったと考えております。

合併前の旧4町とも、ややもすると非効率的な事業、過剰投資と思われる分野等を抱え、早く効率化を図り大胆な行政改革の歩みを進めなければならないとの思いを持ちながら合併を迎えたのも事実であります。今後、一層スピード感を持って、強力に行政改革の取り組みを進め、効率的な行政体制を実現をし、財政の健全化を図ることが喫緊かつ最重要課題ととらえ、全力で取り組んでまいりる所存でございます。

さきの12月議会で御報告を申し上げました周防大島町行政改革推進委員会の御意見を踏まえ策定をいたしました新町初の「行政改革大綱及び実施計画」に基づき、5年間の「集中改革プラン」を公表する予定であります。この集中改革プランは、行政改革推進本部の試案をもとに、パブリックコメントを募集し、町民の皆様の御意見を反映して策定したものであり、そのポイントについて申し上げますと、まず、総人件費の抑制であります。総務省の示した新地方行革指針では、地方公共団体の総定員について5年間で4.6%以上の純減を求めておりますが、これを大きく上回る11.4%、43人の純減を掲げております。これからの行政のあり方を展望するとき、経営感覚を持って自治体運営を根本から見直す改革に取り組む必要があり、その結果、簡素で効率的な行政体制が構築されと考えております。

次に、地方公務員の給与についても国民の厳しい目が向けられており、住民に対する徹底した給与情報等の公表や人事院勧告を踏まえた給与構造の抜本的なみおしに取り組んでまいります。

次に、職員数の削減を視野に入れた組織機構の見直しであります。スピード感を持って柔軟に組織の見直しを行い、簡素で効率的な行政執行体制の再編を進めてまいります。新年度におきましても総合政策課と企画課、水道課と下水道課を統合し、2課の削減、介護保険法の改正により、「在宅介護支援センター」廃止をし、「地域包括支援センター」を設置、地域農業の振興のため「担い手支援センター」を県、農協と設置をするなど組織機構の見直しを進めてまいります。

次に、公の施設の管理に指定管理者制度を導入をし、民間の力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図ってまいります。

さらに新町として多くの施設を管理運営をしております中で、収支が伴わない施設が多数あり

ますことは御承知のとおりであり、新年度において収支の改善策を講じてもなお改善の見込みが立たない施設については、今後とも一般財源を投入しつつ存続すべきか、あるいは廃止を含めた決断をしなければならない時期に来ていると考えております。

今後ともさらに厳しくなることが予想される地方財政環境のもとで、私以下全職員が一丸となり、行政改革大綱に基づく集中改革プランを確実に実施をし、町民の幸せを担う周防大島町を構築していくことが、私を含め職員全体の使命、責務であると決意を新たにしているところでございます。

また、行政サービス全般にわたる抜本的な見直しが求められている中で、県内の町村では初の公共事業再評価委員会を本年度設置をし、公共事業の見直しを行い、既に2件の大規模継続事業を縮小、見直しを決定しております。今後とも対象公共事業については本制度を活用し、費用対効果を見きわめながら見直しを進めてまいります。

また、簡素で効率的な行政運営の仕組みをつくるため民間経営の手法を取り入れた「計画・実行・確認・対策」の成果重視の行政運営を確立する行政評価システムの導入、構築についても検討を進めてまいりたいと考えております。

また、新町初の総合計画の基本構想を昨年12月定例会において御議決を賜りました。本構想は、自立と責任のもと、町政運営の戦略的基本方針を示すとともに、住民参加に意を用い、住民、行政協働による新たな町づくりを進めるための根本指針となるものであります。

新年度から10年間を計画期間とし、基本目標に、第1に、元気のある町づくりとして産業振興を、第2に、にこにこのある町づくりとして教育、交流、生活環境を、第3に、安心のある町づくりとして保健、医療、福祉、防災を掲げております。

この計画に掲げる施策、事業を効果的に確実に実施をしていくために、町づくりの重点施策として7項目にわたる行財政改革への取り組みを掲げております。私は「元気・にこにこ・安心」の3つの町づくりの基本目標の中に町民の皆様のさまざまな夢や願いが織り込まれていると考えております。

私の長年の政治理念であります「町民こそ町づくりの主人公」であるとの思いに立ち、この町に暮らす喜びを確かなものとするため、3つの町づくりの基本目標の実現に向け、本基本構想を指針とした町政を進めてまいります。

ここで周防大島町にも少なからず影響が考えられます山口県の行政改革のうち組織機構の再編について御報告をいたします。県では、本年4月の実施に向け、2月定例県議会に関連条例の改正案を提案し、現在審議中ではありますが、その改正案では、まず本庁再編として農林部と水産部を統合し農林水産部の設置による1部の削減、農政課、漁政課等の統廃合による3課の削減、4土木事務所の廃止に伴う6出先機関の削減、また出先機関の再編として大島社会福祉事務所な

ど3社会福祉事務所を再編統合し、東部社会福祉事務所を設置、大島を初め健康福祉センターの4カ所の支所を廃止をし、大島を含む農林事務所の5カ所の支所を廃止、県内7カ所ある教育事務所のすべてを廃止をするなど、非常に大きな組織機構の再編であります。この改革は平成17年7月の県政改革推進委員会での審議から、地域フォーラムやパブリックコメントなどの県民の意見を反映をし、11月に決定された「県庁機構改革の指針」により実施をされるものであります。

最近の国、県の改革は、このように非常にスピード感を持って実施に移されており、周防大島町の行財政改革もこのスピードに乗りおくれるということは自治体としての存亡にかかわるとの危機感を持って取り組んでいかなければならないと考えております。すなわち今、問題を先送りすることなく、痛みを伴う決断をも回避せず、将来に責任ある行財政運営を行うため、18年度を「行革断行元年」として取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さんの御理解と御支援をお願いをする次第でございます。

平成18年度の予算の概要でございます。

さて、政府の18年度の経済見通しによりますと、景気は緩やかに回復をしており、先行きについては企業部門の好調さが家計部分へ普及しており、民間需要に支えられた回復基調にあります。しかし、原油価格の動向が経済に与える影響等には留意する必要があり、いまだ予断を許さない状況とされております。

また、昨年発表された平成17年国勢調査の速報値によりますと、我が国の総人口は16年をピークに約2万人減少し、過疎地域の問題からいよいよ国全体で人口減少の局面に入りました。本町でも平成12年の国勢調査から、人口で1,624人、世帯にいたしますと641世帯の減少となっております。この状況は、社会保障関係費の増大や生産、消費の活動の規模の縮小により地域全体の活力の低下が危惧されるところであります。当然ながら、地方交付税算定の基準となる基準財政需要額も減少し、交付税も減額となる要因でありますことから、周防大島町にとりましても非常に厳しい結果であります。

政府は、昨年12月6日に「平成18年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、12月19日に「平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度」を閣議了解し、これに基づいて12月の24日、「平成18年度予算の概要」を閣議決定をいたしております。

平成18年度予算は、平成16年度の「構造改革に関する基本方針」の重点強化期間最後の予算であり、平成13年に閣議決定された「構造改革に関する基本方針」以来の構造改革に一応のめどをつけるものと位置づけられ、同時に改革を加速させる予算であるとされております。また、中期的には2010年代初頭における基礎的財政収支、すなわちプライマリーバランスの黒字化及びデフレの克服を図るため、小さくて効率的な政府の実現に向けて従来歳出改革路線を堅

持・強化するとしております。

このため、三位一体の改革を推進するとともに、総人件費改革や医療制度改革等の構造改革を進め、歳出全般にわたる徹底をした見直しを行い、一般歳出についても厳しく抑制を図るとし、一般会計総額は17年度当初比2兆5,000億円、3%減の79兆6,860億円であります。中でも地方交付税は出口ベースでは15兆9,100億円で、対前年度比5.9%の大幅な減額となっております。地方交付税のピークであった2000年 平成12年ですが の21兆4,000億円から5兆5,000億円、25%もの減額であります。税源の乏しい地方にとって交付税は生命線であります。昨年末の全国町村長大会においても、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、町村の安定的財政運営に必要な総額を必ず確保することを緊急決議したところでありますが、このような厳しい結果となり、今後の財政運営に大きな不安を残すこととなりました。

次に、山口財務事務所が今年1月に発表いたしました県内の経済情勢であります。総じて見れば緩やかな回復の動きとなっております。

山口県の18年度当初予算編成も厳しい財政状況の中、「改革推進の初年度」と位置づけ、県政集中改革を確実に進める予算として一般会計総額は7,305億円で、対前年度比152億円、2%の減額となっております。

このような国・地方を取り巻く情勢のもと、非常に厳しい財政状況の中で、本町の予算編成に当たったところであります。政府は三位一体の改革により、国から地方への本格的な税源移譲に道筋がつき、地方分権に欠かせない自治体の財政基盤の強化が期待できるとしてありますが、私たちはこの間の推移を分析すると、周防大島町における現実には財政基盤の強化にはほど遠いものと考えております。

地方財政計画では、一般財源の総額は確保するとされておりましたが、先ほども触れましたように、地方交付税は大幅な削減となり、周防大島町にとっては極めて厳しい予算編成となりました。平成18年度は合併2年目であり、住民サービスを大きく後退させることは避けなければなりません。また、新町建設計画や旧町からの引き継ぎ事業を推進していくことは本町発展のため不可欠と考えております。しかしながら、将来の財政運営を考えた場合、相当の行財政改革を断行する必要があります。

参考までに申し上げますと、周防大島町の歳入のうち一般財源の約80%を占める地方交付税が実質的にこの5年間で14億円削減されているのが現実であります。これは町税の総額に匹敵する大幅な減額であります。

このような状況下におきまして経常的な事務経費を削減することは言うまでもなく、交際費の減額、特別職の報酬の削減、管理職手当の削減、県内出張日当の廃止と県外出張日当の見直し、

施設管理委託料の見直し、前納報奨金の廃止等、歳出の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

歳入におきましては、後年度に元利償還金が交付税に算入される合併特例債等、有利な起債を活用しつつ、財源不足に充てるため財政調整基金4億6,100万円取り崩すことにしております。取り崩し後の財政調整基金は、現段階では1億1,000万円となる予定であります。まさに危機的な状況であり、痛みも伴いますが、18年度を「行革断行元年」とし取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆さんの御理解と御支援を重ねてお願いをする次第でございます。

それでは、今定例会に提案をいたします諸議案について御説明を申し上げます。

議案第1号は、平成18年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出予算それぞれ159億8,800万円となっており、前年度当初予算比6億7,200万円の減で、マイナス4%となっております。

まず、歳入についてであります。町税が3.2%増の14億1,015万1,000円、地方交付税が3.2%減の80億2,500万円、国庫支出金が24.8%減の8億1,246万円、県支出金が15.1%減の13億1,044万5,000円、繰入金が15.5%増の5億726万4,000円、町債が4.9%減の25億3,400万円で、歳入全体に占める町債依存度は15.8%、町債残高は年度末で258億7,749万8,000円となる見込みであります。

次に、歳出についてであります。人件費は1.2%減の28億4,560万7,000円です。定年退職職員の欠員不補充や特別職の報酬、管理職手当等の削減によるものでございます。

公債費は2.9%減の30億4,418万9,000円、扶助費は0.3%減の11億1,287万7,000円で、人件費、公債費、扶助費を合わせた義務的経費が1.8%減の70億267万3,000円、投資的経費につきましては、普通建設費が3.1%増の35億1,850万円、災害復旧費につきましては平成17年度中に被災箇所への復旧がすべて完了することになりますので、100%の減でございます。

予算総額を可能な限り縮減をした予算編成ではありますが、脆弱な財政基盤は依然として継続をしております。したがって、新年度予算の収支の不足を補うために、財政調整基金を4億6,168万7,000円、減債基金を4,557万7,000円取り崩しまして予算編成をしたところでございます。

なお、合併関連事業として国庫補助金、県の交付金、合併特例債等の充当事業は、継続事業である東和庁舎等建設事業、防災行政無線整備事業、斎場建設事業、一般廃棄物処理施設等建設事業、新規事業としては消防ホース規格統一、滞納整理システム導入、海洋センタープール改修を見込んでおるわけでございます。

それでは、18年度の主要施策について説明を申し上げますが、平成18年10月に周防大島町が誕生して1年半が経過をしたわけでありましたが、平成17年度は合併前の4町からの引き継ぎ事項や諸般の体制を整えるため、いわゆる「静」の状態での推移をしたものと思っております。平成18年度においては、これらを踏まえまして具現化するための「動」というとらえ方をしております。各方面の事業を着実に推進をしていくことといたしております。

しかしながら、国や地方をめぐる経済情勢は一時の厳しい状況から多少なりとも回復の兆しであるとの見方がありますものの、まだまだ地方においてはその実感が見えていないということが現状であります。

このような厳しい財政状況の中から、平成18年度の当初予算は新しい周防大島町の礎を構築する予算と位置づけ、事務事業全般についての必要性、緊急性の観点から総点検を行い、コスト意識と効率的な実施手法の徹底を図り、行財政改革を着実に進め、限られた財源の有効活用に努めるとともに、歳入の確保対策にも配慮し、「元気 にこにこ 安心で 21世紀にはばたく先進の島」づくりを目指す予算編成を行いました。

第1に、元気のあるまちづくりについてであります。

老朽化の著しい東和庁舎及び星野哲郎記念館の設計が完了いたしましたので、建設に着手をしたいと思っております。18、19年度の継続事業として取り組み、明年7月ごろには完成する予定であります。

新規事業といたしましては、担い手総合支援事業や地産地消実践推進事業への取り組みを初め一部の公の施設については指定管理者制度への移行をし運営をすることで施設管理の効率化や経費の節減を図ることとしております。

また、農林水産事業関係につきましては、県営農業基盤整備事業、林道開設事業、広域水産物供給事業、港整備交付金事業などの継続事業に取り組むことにしております。

第2に、にこにこのあるまちづくりについてであります。

継続事業となります斎場建設や一般廃棄物処理施設等の建設の早期完成を目指すとともに、下水道整備につきましては沖浦西と和田の両地区が18年度に供用開始される見込みとなっております。

また、道路新設改良事業や国道改良に伴う移転工事等も計画をしております。

教育委員会所管事業としては、自治宝くじの助成を受けての事業、今年11月に開催される国民文化祭・やまぐち2006を新規事業として計上をしております。またB&G財団の補助を受けまして海洋センタープールの改修も新規に取り組む事業であります。

第3に、安心のあるまちづくりについてであります。

17年度から取り組んでおります防災行政無線整備事業については、平成21年度を完成目標

に、本格的な着手に入ります。

また、非常備消防経費として、消防団ホース口径を統一をし、団相互の応援体制を円滑にすることにしております。

災害対策費といたしましては、昨年に引き続きまして住宅耐震診断を実施するとともに、洪水・高潮ハザードマップを作成をいたしまして、災害に対する防災意識の高揚を図るとしてまいります。

公営企業局の関係では、介護老人保健施設さざなみ苑が8月から供用開始できるよう工事を進めております。入所待機者の解消につながるものと期待をしているところでございます。

そのほかに行財政課題への対応といたしまして人事管理システム、行政評価システム、家屋評価システム、滞納整理システム等の導入、今後の職員定数削減も考慮しながら、本庁方式への取り組みを見据えた庁舎のあり方に対する調査検討を進めてまいります。

議案第2号から議案第12号までは、特別会計及び企業会計に関するものでございます。

議案第2号は、平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から3億7,651万3,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ32億3,069万4,000円となっており、前年度当初予算比1億8,196万円の増となっております。

議案第3号は、平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算についてであります。

一般会計から4億40万8,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ50億5,692万5,000円となっており、前年度当初予算比1,920万8,000円の増となっております。

議案第4号は、平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億1,155万4,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ27億2,914万9,000円となっており、前年度当初予算比1億5,661万7,000円の増となっております。

議案第5号は、平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1,156万2,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ2,683万5,000円となっており、前年度当初予算比80万6,000円の増となっております。

議案第6号は、平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億8,775万2,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ10億8,501万6,000円となっており、前年度当初予算比1億1,544万6,000円の増となっております。

議案第7号は、平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

一般会計から2億6,592万6,000円を繰り入れ、歳入歳出それぞれ4億7,518万7,000円となっております。前年度当初予算比2,777万6,000円の減となっております。

す。

議案第8号は、平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1億7,364万8,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ5億2,985万7,000円となっており、前年度当初予算比10億1,404万4,000円の減となっております。

議案第9号は、平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

一般会計から3,493万7,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ3,773万円となっており、前年度当初予算比408万円の減となっております。

議案第10号は、平成18年度周防大島町渡船事業特別会計予算についてであります。

一般会計から1,410万6,000円繰り入れ、歳入歳出それぞれ8,497万5,000円となっており、前年度当初予算比331万8,000円の増となっております。

議案第11号は、平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ988万円となっており、前年度当初予算比92万円の減となっております。

議案第12号は、平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算についてであります。

それぞれ各施設の業務の予定量を見込み、収益的収入予算については総額を43億2,690万7,000円、支出は総額を42億6,239万4,000円とし、資本的収入予算については総額を99億8,354万円、支出は総額を109億5,584万2,000円とするものでございます。

議案第13号から議案第23号までは、平成17年度各会計に係る補正予算に関するものでございます。財源の確定見込みや事業の最終見込みにより所要の補正を行うものでございます。

議案第13号は、平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ5億3,244万2,000円減額をし、予算総額を166億1,895万7,000円とするものでございます。

議案第14号は、平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4,058万1,000円を追加をし、予算総額を33億3,409万2,000円とするものでございます。

議案第15号は、平成17年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億6,400万円を追加をし、予算総額を52億6,919万6,000円とするものでございます。

議案第16号は、平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

でございます。

既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ6,546万2,000円を追加をし、予算総額を26億7,700万1,000円とするものでございます。

議案第17号は、平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ236万4,000円を追加をし、予算総額を2,839万3,000円とするものでございます。

議案第18号は、平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ437万1,000円を追加をし、予算総額を9億9,756万4,000円とするものでございます。

議案第19号は、平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ1,307万1,000円を減額をし、予算総額を5億685万5,000円とするものでございます。

議案第20号は、平成17年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ1,996万7,000円を減額をし、予算総額を14億6,035万7,000円とするものでございます。

議案第21号は、平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ49万8,000円を追加をし、予算総額を4,276万円とするものでございます。

議案第22号は、平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ84万8,000円を追加をし、予算総額を8,323万9,000円とするものでございます。

議案第23号は、平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)についてであります。

各施設の業務の予定量を確定と見込み補正するもので、収益的収入予算については既決予定額から1,366万8,000円減額をし、総額を42億6,795万円、支出は222万4,000円増加をし、総額を42億767万6,000円とし、資本的収入予算については既決

の予定額から7,937万5,000円を減額をし、総額を170億3,991万5,000円、支出は3億2,703万円を減額し、総額を174億9,981万2,000円とするものでございます。

議案第24号は、周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急処理事態対策本部条例の制定についてでございます。

議案第25号は、周防大島町国民保護協議会条例の制定についてであります。

国民保護法に規定をされている武力攻撃事態等に対応し、住民等を保護する適正な措置を講ずるための体制を整備をするため、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定するものであります。関連して、同法の規定に基づく本町の国民保護計画の策定に当たり、内容の審議等について、町長の諮問機関として周防大島町国民保護協議会を設置するための条例制定についてであります。

議案第26号は、周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

厳しい財政状況のもと、税条例、国民健康保険税条例等の一部改正の議案提出により、町民の方に多大の負担をお願いすることになります。また外郭団体等への補助金についても前年度対比で大幅な削減をしている状況であります。このような事態の中、当面この4月から平成19年3月末までの1年間、他の特別職の理解もいただきましたので、給料月額を一律5%削減をする内容の条例を提出するものでございます。

議案第27号は、周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。

介護保険法の改正によりまして、高齢者の介護予防を行うため、地域包括支援センターの設置が義務づけられました。これによりまして、従来の在宅介護支援センターの業務が地域包括支援センターへ移行するため、条例の制定を行うものでございます。

議案第28号は、周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定についてであります。

議案第29号は、周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例及び周防大島町斎場建設基金条例の廃止についてであります。

合併前の旧東和町、旧大島町においてそれぞれ基金を造成をし、建設に取り組み、合併後もその基金を引き継いできたところですが、新年度当初予算に提案をしておりますとおり、いずれの施設におきましても合併特例債及び県の広域市町村合併支援特別交付金を充当し、財源の確保ができる見通しとなりましたので、2つの基金条例を廃止をしようとするものでございます。

議案第30号は、周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本町には3つの町営渡船航路がありますが、浮島航路の3カ月定期の取り扱いについて利用者からの要望もあり、このたび追加するとともに、利用者区分等について統一するための条例の一

部改正であります。

議案第 3 1 号は、周防大島町職員定数条例の一部改正についてであります。

介護老人保健施設さざなみ苑が 50 床から 80 床に増床されることに伴い、人員基準が増となるため、公営企業局職員の定数を変更する条例の一部改正でございます。

議案第 3 2 号は、周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてであります。

周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例、周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例並びに周防大島町一般職の職員等の旅費に関する条例の日当、宿泊料についての見直しを図る条例の一部の改正でございます。

議案第 3 3 号は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の別表の給料表について、今年 4 月 1 日から、国の人事院勧告を受け入れた形での給料表に変更する条例の一部改正であります。

議案第 3 4 号は、周防大島町税条例の一部改正についてでございます。

本案は、個人の町県民税と固定資産税に対して交付している前納報奨金制度について、行財政改革の一環といたしまして廃止するために条例の一部を改正するものでございます。

議案第 3 5 号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

近年の国保財政の危機的な状況は全国的な傾向で、本町においても大変厳しい状況にあります。新年度予算編成においても多額の財源不足が生じたところであります。この財源不足を解消するためには、一般会計からの繰り入れと税率の改正ということになるわけではありますが、繰り入れには限度があることから、このたび国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問をしたところ、附帯意見つきで賛成の旨の答申をいただきました。

したがいまして、国民健康保険事業特別会計の受益と負担の適正化を図り、収支のバランスのとれた健全で円滑な運営の確保を図るということから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 3 6 号は、周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

介護保険の改正によりまして、本条例の別表の部分について、文言を変更し、条例の一部改正をするものでございます。

議案第 3 7 号は、周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法の改正によりまして、今後 3 年間の介護保険事業計画に定めるサービス費用見込みや激変緩和措置等の保険料に関して、財政の均衡を保つために第 1 号の被保険者保険料率等の変

更が必要となったため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 38 号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

沖浦西地区及び和田地区の農業集落排水処理施設が 18 年度に完成する予定であります。このことによりまして、浄化センターが新たに設置されますので、名称及び位置の追加と字の区域の変更をするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 39 号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正についてであります。

現在、竜崎温泉潮風の湯の新增築工事を進めておりますが、浴場施設に併せて温泉を活用した水中運動ができる温水浴プールを建設をしております。3 月末には施設が完成する運びになっておりますので、このプールの使用料について定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第 40 号は、周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

議案第 41 号は、周防大島町過疎地域自立促進計画（後期）の変更についてであります。

本計画の事業内容は、事業名称変更及び事業の追加をし、計画変更をするものでございます。

議案第 42 号は、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてであります。

山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合に周南地区福祉施設組合が加入することに伴う規約の一部変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 43 号から 48 号まではあらたに生じた土地の確認とそれに伴います字の区域の変更についてでございます。

平成 17 年度に事業完了した浮島、日前、棕野の各地域において、公有水面埋立法の規定に基づきまして竣工認可された新たに生じた土地の確認と、それぞれに関連する字の区域の変更について、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第 49 号は、町道の認定についてであります。

4 町が合併をしたことによりまして、旧町それぞれの町道について、路線番号が重複をしているところがあります。このたび新たに路線番号を付与して整理統合しようとするものでございます。

議案第 50 号から議案第 65 号までについては、本町の一部の公の施設について指定管理者を指定をし、運用を開始しようとするものでございます。導入の初年度である平成 18 年度は、その経過措置として、現在管理をしている団体の設立経緯や社会的役割を考慮いたしまして、当該団体等を非公募により指定管理者に選定するものでございます。

議案第 50 号は、周防大島町浮島地区の学習等供用施設の指定管理者の指定について、議案第

5 1号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、議案第5 2号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館等の指定管理者の指定について、議案第5 3号は、周防大島町町衆文化伝承の館の指定管理者の指定について、議案第5 4号は、周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、議案第5 5号は日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、議案第5 6号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、議案第5 7号は、周防大島町サン・スポーツランド片添の指定管理者の指定について、議案第5 8号は、周防大島町フィッシングビレッジやしる郷の指定管理者の指定について、議案第5 9号は、周防大島町自光寺ピッコロランドの指定管理者の指定について、議案第6 0号は、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランドの指定管理者の指定について、議案第6 1号は周防大島町少年旅行村の指定管理者の指定について、議案第6 2号は周防大島町陸奥野営場の指定管理者の指定について、議案第6 3号は、周防大島町立陸奥記念館の指定管理者の指定について、議案第6 4号は、周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、議案第6 5号は、周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてであります。

以上が、提出議案の関係でございます。

次に、報告1件を提出をしております。

報告1件は専決処分の報告についてでございます。議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分により締結をいたしましたので、御報告をするものでございます。

この際、行政報告を申し上げますと、まず、柳井公共職業安定所大島出張所の廃止についてであります。

先般、山口労働局から、昭和23年に設置をした柳井公共職業安定所大島出張所　これはハローワーク大島ですが　の廃止について説明がありました。廃止の理由といたしましては、大島大橋により住民の生活圏が拡大するとともに、労働市場圏も柳井市との一体化が進展をしてきたこと、大島出張所における労働市場の規模が人口の減少と相まって縮小傾向にあること、行政改革推進に伴う国の地方支分局の抜本的な見直しが必要であることなどから、平成19年3月31日をもって廃止をし、すべての業務を柳井公共職業安定所において取り扱うとのこととなります。

半世紀以上にわたり大島郡の求人求職等についての尽力を賜ったことに対しまして深甚なる敬意を表するものでございます。

次に、行政事務の効率化と行政改革に伴う集中改革プランに基づき、4月1日付で行政機構の改革を行うことを予定をしております。

基本方針の中でも触れたところでありますが、総合政策課と企画課を統合しまして政策企画課

を設置をします。総合政策課は、合併後の総合計画、基本構想、基本計画、行政改革大綱などの策定や、旧町からの引き継ぎ事項の調整や部局間の調整に関することが主な業務でありました。それぞれの業務については、一部に課題を残してはいるものの、当初の目的は達成されたものと理解をし、スリムな行政機構とするため、総合政策課の分掌事務は政策企画課総合政策班として残しまして、現在取り組んでいる事務は引き継ぎ行うこととしております。企画課の事務分掌は従前どおりでございます。

次に、水道課と下水道課を統合して上下水道課を設置をします。水道と下水はいろいろな面で共通をしており、連携をとりながら業務を推進をしておりますが、住民の方は、申請や異動関係については双方に提出をし、それぞれの課においては賦課徴収担当職員を配置をし事務処理を行っております。このことから、住民サービスの向上と効率的な行政運営を目指しまして統合するものでございます。

次に、税務課の納税班を徴収対策班とし、町税等の徴収及び滞納処分並びに他課の賦課金、滞納金徴収及び滞納処分を行うことにいたしております。

さらに、課税班を課税第1班と第2班に分けまして業務分担を定めたいと思っております。

次に、議案でも提案をしておりますが、国の介護予防の制度改正に基づきまして、地域包括支援センターを設置をいたします。このセンター設置に伴いまして、保健センターや在宅介護支援センターの見直しを計画をしております。これらの行政機構改革によりまして、部課長職が2名減員となるわけでございます。

次に、周防大島担い手支援センターの設置についてであります。

本町の主要産業である柑橘を取り巻く環境は、生産者の高齢化、担い手不足等によりまして荒廃農地の増加が著しく、次代の農業を支える多様な担い手の育成、確保が緊急の課題となっており、国においては食料・農業・農村基本計画の施策において農業の担い手に対して集中的、重点的に各種施策が実施されることになっております。

本町といたしましては、県や農協と一体となって課題に対処するため、合併直後から関係機関により検討会を重ねてきております。農業の担い手を育成確保するための中心的な役割に担う組織として周防大島地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げたところでございます。

この協議会の下で農地流動化事業を初めといたしまして、担い手関連施策を総合的に実施する機関として、町、JA、農林事務所で構成をしております周防大島担い手センターを農林課内に設置をする予定でございます。

以上が行政機構改革の概要でございますけれども、今後とも行政事務の効率化と集中改革プランに基づきまして改革を進めていく所存でありますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いをいたします。

最後に、公営企業局の状況について御報告をいたしますが、昨年の12月議会において大島病院の用地問題について、近隣の土地を交渉中という御報告をいたしました。残念ながら相手方の関係方面における調整がつかず、断りの知らせを受けたところであります。その後、事務局においては鋭意新しい用地を物色中であり、早急にめどを立てる所存でございますので、しばらく御猶予いただきたいというふうに思っております。

以上のとおり概要につきまして御説明をいたしました。詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたしまして、終わります。

議長（新山 玄雄君） 以上で施政方針並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。11時から全員協議会を開催し、平成18年度当初予算作成に係る財政状況の説明をお願いしたいと思います。11時からいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時49分休憩

.....
午前11時02分再開

〔全員協議会〕

議長（新山 玄雄君） もう時間ですので休憩いたします。1時まで休憩します。

午前11時47分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

議事を進めます。

日程第5・報告第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、報告第1号について御説明いたします。

議案つづり137ページ、最後のページでございます。

報告第1号は、平成17年度特定環境保全公共下水道事業管路施設工事西枝3工区において、附帯工事の追加によりまして原契約6,058万5,000円に、469万5,600円を増額しました6,528万600円とする請負変更契約につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定されました専決処分事項によりまして専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了いたします。

日程第6 議案第13号

議長（新山 玄雄君） 次に、日程第6、議案第13号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） それでは、議案第13号平成17年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書及び補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、補正予算書の1ページであります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算から5億3,244万2,000円を減額し、予算の総額を166億1,895万7,000円とするものであります。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できることができる繰越明許費について、第2表のとおり定めるものであります。また、第3表のとおり地方債の追加及び変更を行うものであります。

それでは、補正予算の事項別明細書によりましてその概要を御説明いたします。

今回の補正予算は、事務事業の確定見込みによる調整がその主なものであります。

3ページをお開き願います。まず、歳入についてであります。4款配当割交付金につきましては、交付決定による増額補正であります。

9款地方交付税1,448万9,000円は、今年度の交付決定に当たり、一定の調整率を乗じて普通交付税が交付されていたわけではありますが、国の補正予算によりこの減額分が復活いたしましたので、相当分を計上したものであります。

11款分担金及び負担金1項分担金では、単県農産漁村整備事業、がけ崩れ災害緊急対策事業の事業費確定に伴う分担金の調整であります。

4ページをお開き願います。2項負担金のうち児童福祉費負担金は、公立、私立ともに保育所入所者の増に伴う増額調整であります。

12款の使用料及び手数料1項使用料は、ふるさと館グリーンステイながうらを初め商工施設、教育施設にかかわる使用料について、見込み額の調整で総額1,986万6,000円の減額であります。2項の手数料は、一般廃棄物収集運搬処理手数料の減が主なものであります。

6ページでございます。国庫支出金につきましては、それぞれ事業量の確定見込みに伴う調整でありますけれども、7ページの漁港施設災害復旧費負担金1,823万2,000円の減、合併町村補助金1,222万3,000円の減、循環型社会形成推進交付金1億1,664万

2,000円の減、現年発生農業施設災害復旧費補助金1,232万4,000円の減が主なものであります。

8ページでございます。県支出金につきましてもそれぞれの事務事業の確定見込みに伴う調整であります。広域市町村合併支援特別交付金、介護予防生活支援事業補助金、延長保育促進事業補助金、港整備交付金事業補助金等の減額が主なものであります。

11ページの15款財産収入は、各基金利子の調整であります。

12ページでございますが、寄附金は、一般寄附の申し出がありましたので、これを計上いたしました。

17款の繰入金は、財政調整基金の取り崩しを5,986万円減額するとともに、議案第29号で基金条例の廃止をお諮りしております周防大島町東和庁舎及び文科交流施設建設基金と周防大島町斎場建設基金につきまして全額を取り崩すこととしております。

19款の諸収入につきましてもそれぞれ実績に伴う調整であります。

14ページでございます。町債はそれぞれの事業の確定見込みにより財源調整を行った結果により増減を行うものであります。社会福祉施設整備事業債350万円を新規に計上いたしました。

17ページからは歳出になります。

歳出につきましても事務事業の確定見込みによる調整が主なものであります。

まず、議会費につきましては、議員報酬及び議会広報印刷経費の減額調整であります。

2款総務費1項総務管理費のうち1目一般管理費は、職員人件費の調整を行っております。

18ページであります。2目の文書広報費は、防災行政無線整備事業におきまして補助金事業の関係により事業期間を平成18年度からすることとし、設計業務委託、工事請負費等を合わせ3億6,851万1,000円減額するものであります。

20ページであります。財政管理費及び財産管理一般経費は不用額の調整であります。基金管理経費におきましては、各基金への利子の積み立てと、歳入でも御説明したとおり、周防大島町東和庁舎及び文科交流施設建設基金と周防大島町斎場建設基金を廃止し、その全額を財政調整基金へ積み立てることといたしました。

21ページの政策調整一般経費では、総合計画の印刷の入札減により印刷製本費を260万6,000円減額するものであります。

22ページであります。7目支所及び出張所経費、23ページの9目地域振興費につきましても最終調整であります。

24ページの2項徴税費は、人件費の調整と東部地方税整理組合の解散に伴う徴収委託料の減額であります。

3 項の戸籍住民基本台帳費は財源の調整であります。

4 項の選挙費は、衆議院議員選挙に係る県委託金の確定に伴いまして、その経費について減額補正をするものであります。

次に、26 ページであります。5 項の統計調査費につきましても、各統計調査の完了に伴う調整であります。

27 ページからは、3 款民生費であります。社会福祉総務一般経費では、福祉タクシー利用助成金を200万1,000円減額いたしました。社会福祉施設整備事業経費におきましては城南学園整備補助金として350万円を新規計上いたしました。国の補正予算によりまして城南学園の改築整備が17年度事業として採択されたことに伴いまして、本町からの入所措置者1名当たり50万円の7名分350万円を補助するものであります。その財源としては、社会福祉施設整備事業債の充当を予定しております。

28 ページでございます。2 目障害福祉費のそれぞれの事業におきまして実績に応じ調整を行った結果、569万7,000円の減額補正であります。

29 ページの3 目老人福祉費につきましても1,235万4,000円の減額補正であります。老人福祉一般経費におきまして、委託料で総合保健健康福祉計画策定業務の入札減により926万1,000円を減額する一方で、介護保険法改正に伴いまして4月1日から地域包括支援センターを設置する必要がありますので、これの準備経費として介護保険システムとの連携に要するシステム導入経費517万5,000円を追加し、差し引き408万6,000円の減額であります。また、同じく備品購入費といたしましてパソコン等を購入する経費318万4,000円を追加計上いたしました。老人福祉事業のうち老人保護措置費の300万5,000円の追加は、措置単価の改定によるものであります。

介護予防地域支え合い事業は、サービス提供等の実績に伴う調整と過年度精算金1,115万8,000円の追加計上の結果、363万9,000円の減額となっております。

次に、31 ページでございます。在宅介護支援センター事業、生きがい活動支援通所事業5 目介護保険対策費も事業量確定見込みによる調整であります。

32 ページからの2 項児童福祉費につきましても、それぞれの事務事業の見込みによる調整であります。34 ページになりますが、私立保育所運営委託料457万3,000円の増額は、入所者の増による増額であります。

4 款の衛生費1 項保健衛生費につきましても、同様に事務事業の確定見込みによる調整の結果、2億3,956万5,000円の減額となっております。特に斎場建設事業におきまして、事業の年度割の調整による2億2,004万9,000円の減額が主なものであります。

40 ページからの2 項であります。清掃費につきましても、じんかい処理施設管理経費におい

て、旧焼却施設の解体に係る工事請負費の入札減による1,850万円の減額、一般廃棄物処理施設等建設費の年度間の事業費調整等による1億2,522万8,000円の減額等を合わせまして総額1億4,713万7,000円の減額補正であります。

43ページからは5款農林水産業費になります。1項の農業費のうち農地情報管理システム整備事業におきまして、農家台帳システムの導入等を行ってまいりましたが、地図情報システム等に係る変更契約によりまして487万2,000円を追加計上いたしました。そのほかの事業につきましては、事業精算見込みによる調整あるいは節間の組み替えであります。

ページが飛びますが48ページでございます。48ページの2項林業費につきましても、事業確定見込みにより70万2,000円の減額であります。

3項の水産業費につきましても同じ組合事業確定見込みによる調整が主なものでありますが、3目漁港管理費におきまして、船越地区において河川から流入した土砂のしゅんせつに係る工事請負費を200万円追加計上しております。

51ページから6款商工費におきましても事業確定見込みによる調整であります。中小企業勤労者小口資金貸付金の525万4,000円の減額、生活交通路線維持負担金の523万3,000円の減、また廃止バス路線代替運行補助金につきまして589万円の減額等が主なものとなっております。

55ページからは7款土木費であります。道路新設改良事業、河川整備事業、道路・河川・港湾に係るそれぞれの県事業負担金の調整が主なものでありまして、総額で4,992万9,000円の減額補正であります。

60ページになります。8款の消防費でございますが、火災等の多発による消防団員の出務手当の増額、地域防災計画策定業務の入札減等の調整によりまして164万1,000円の減額であります。

62ページをお願いいたします。9款の教育費の2項小学校費及び3項中学校費におきまして、工事請負費等を増額しております。各学校における施設等を改修するための補正であります。

65ページからの4項社会教育費につきましても、事業確定見込みによる調整を行った結果、284万1,000円を減額いたしました。

69ページからの5項になります。保健体育費につきましても同じく事務事業の確定見込みによる調整を行っております。238万2,000円の減額であります。

72ページからは10款災害復旧費の補正であります。入札減等による減額補正と、財源の調整とともに現年道路橋梁単独災害復旧事業の工事請負費を408万円追加いたしました。

75ページの11款公債費は、借り入れ利息の調整により2,476万1,000円の減額であります。

12款の諸支出金は、特別会計の補正予算に対応した各特別会計への繰り出し金の調整で、1,918万2,000円の減額であります。

以上が議案第13号平成17年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりました。

お諮りします。本案件については会期中の次の本会議において審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 異議なしと認めます。よって、本案件は会期中の次の本会議において審議することに決定しました。

日程第7．議案第14号

日程第8．議案第15号

日程第9．議案第16号

日程第10．議案第17号

日程第11．議案第18号

日程第12．議案第19号

日程第13．議案第20号

日程第14．議案第21号

日程第15．議案第22号

議長(新山 玄雄君) 日程第7、議案第14号平成17年度周防大島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、日程第15、議案第22号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についてまでの9議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長(馬野 正文君) それでは、議案第14号平成17年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を行います。

予算書の11ページをお願いいたします。本文で、第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に4,058万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億3,409万2,000円とするものです。

第2項で、第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の79ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。今回の補正は、国などへの実績申請により補正をいたします。

2 款の使用料及び手数料は省略いたします。

3 款の国庫支出金では、5 1 3 万 4, 0 0 0 円を増額いたします。これは 1 項の国庫負担金、2 目の高額医療費共同事業負担金を 2 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額と 2 項の国庫補助金、1 目の財政調整交付金を 7 2 9 万 7, 0 0 0 円増額いたします。

5 款の県支出金では、高額医療費共同事業負担金 2 1 6 万 3, 0 0 0 円を減額いたします。

8 0 ページをお願いします。6 款の共同事業交付金では、高額医療費として 9 2 8 万 8, 0 0 0 円を増額いたします。

7 款の財産収入は省略いたします。

8 款の繰入金では、2, 8 3 1 万 7, 0 0 0 円を増額いたします。これは一般会計からの繰入金で、職員給与費等繰入金を 6 8 万 5, 0 0 0 円減額、保険給付費の増額により基金の残り全額 2, 9 0 0 万 2, 0 0 0 円を取り崩し、財源調整を行うことにしております。

次に、歳出について御説明いたします。

8 1 ページをお願いいたします。1 款の総務費は、職員人件費や徴収費として 6 8 万 5, 0 0 0 円を減額いたします。

2 款の保険給付費では、4, 2 5 9 万 6, 0 0 0 円を増額いたします。これは 1 2 月までの医療費から推計いたしまして保険給付費を算出したもので、退職被保険者等療養給付費を増額をいたします。

8 2 ページをお願いいたします。5 款の共同事業拠出金は、高額医療費拠出金の確定により 8 6 5 万円を減額いたします。

8 3 ページをお願いします。6 款の保健事業費は、しまとぴあスカイセンターの事業見込みにより 8 9 万 1, 0 0 0 円を減額いたします。

7 款の基金積立金は省略いたします。

8 4 ページをお願いします。9 款の繰り出し金では、公営企業局企業会計への繰り出し金として 8 2 0 万 5, 0 0 0 円を増額いたします。

以上で平成 1 7 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の 1 5 ページをお願いいたします。議案第 1 5 号平成 1 7 年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を行います。

本文で、第 1 条の歳入歳出予算の補正では、第 1 項で既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 6, 4 0 0 万円を追加し、歳入歳出の総額を 5 2 億 6, 9 1 9 万 6, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、第 1 表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の 8 7 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

1 款の支払い基金交付金では、老人医療給付費に対する社会保険診療報酬支払い基金からの交付金で 9,245 万 6,000 円を増額いたします。

2 款の国庫支出金では、医療費負担金 4,769 万 6,000 円を増額いたします。

3 款の県支出金では、医療費負担金 1,192 万 4,000 円を増額いたします。

4 款の繰入金では、町の負担分として 1,192 万 4,000 円を一般会計から繰り入れます。次に、歳出について御説明いたします。

89 ページお願いいたします。1 款の医療諸費では、老人医療に対する医療給付費であり、これまでの医療費の伸び等を考慮し、医療給付費で 1 億 8,500 万円を増額、舗装具や柔道整復等の医療費支給費で 2,100 万円を減額いたします。

以上で、平成 17 年度周防大島町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明を終わります。

続きまして、予算書の 19 ページをお願いいたします。議案第 16 号平成 17 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、12 月までのサービス利用実績から推計しました年間の保険給付費の増額が主なものであります。

それでは、本文で、第 1 条の歳入歳出予算の補正では、第 1 項で既定の歳入歳出予算の総額に 6,546 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 26 億 7,700 万 1,000 円とするものです。

第 2 項で、第 1 表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の 93 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。1 款の保険料では、232 万 8,000 円を減額いたします。調定額によりまして現年度分特別徴収保険料は収納率 100% として 299 万円の減額、滞納繰越分保険料は収納率 30% として 66 万 2,000 円を増額いたします。

2 款の使用料及び手数料は省略いたします。

3 款の国庫支出金、1 項の国庫負担金では 1,392 万 5,000 円を増額いたします。介護給付費の増額に伴う 20% 相当分の介護給付費負担金であります。

94 ページに移ります。2 項の国庫補助金では、173 万円を増額いたします。調整交付金の実績見込みと要介護認定モデル事業補助金の決定によるものです。

4 款の支払い基金交付金では、社会保険診療報酬支払い基金からの交付見込みにより、1,272 万 7,000 円を増額いたします。

5 款の県支出金では 487 万 3,000 円を増額いたします。介護給付費の増額に伴う 12 .

5%相当分の介護給付費負担金であります。

95ページをお願いします。6款の財産収入は省略いたします。

7款の繰入金では、3,451万6,000円を増額いたします。

1項の他会計繰入金では、介護給付費繰入金で870万3,000円を増額、介護認定審査会経費などのその他一般会計繰入金で444万8,000円を減額いたします。

2項の基金繰入金では、給付費の増加に伴い、介護給付費準備基金繰入金を3,026万1,000円増額いたします。

96ページをお願いいたします。9款の諸収入は省略をいたします。

次に、歳入について御説明いたします。

97ページをお願いいたします。

1款の総務費、1項の総務管理費では、一般管理経費の実績見込みで75万1,000円を減額いたします。

2項の徴収費では、26万円を減額し、98ページに移りますが、3項の介護認定審査会費では、介護認定審査会開催日数や主治医意見書作成件数の減少などで315万5,000円を減額いたします。

99ページをお願いいたします。2款の保険給付費、1項のサービス諸費では6,337万6,000円を増額いたします。サービス給付費の増額が見込まれますので、介護サービス等給付費で6,074万8,000円、支援サービス等給付費で262万8,000円の増額であります。

100ページをお願いいたします。3項の高額サービス費では、法改正に伴う低所得者の負担限度額引き下げによりまして604万9,000円を増額いたします。

101ページの4款の基金積立金は省略をいたします。

以上で、平成17年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明を終わります。

続きまして、予算書23ページをお願いいたします。

議案第17号平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を行います。

本文で、第1条の歳入歳出予算の補正では、第1項で既定の歳入歳出予算の総額に236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,839万3,000円とするものです。

第2項で、第1表歳入歳出予算補正を掲げていますが、事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書で説明をいたします。事項別明細書の105ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。1款の療養費交付金では、実績見込みにより医療保険分の訪問看

護療養費交付金で191万2,000円で増額、介護保険分の介護保険給付費で103万6,000円を減額。居宅介護支援事業費を10万円を減額いたします。

2款の分担金及び負担金では、訪問看護、介護保険の利用料見込みとして7万円を増額いたします。

3款の繰入金では、一般会計から151万8,000円を増額し財源調整を行っております。106ページをお願いいたします。歳出です。

1款の訪問看護事業費、1目の訪問看護事業費は152万4,000円、2目の居宅介護支援事業費は84万円を増額いたします。いずれも4月からの介護保険制度改正に伴うシステム改修や新予防給付創設によるハード、ソフト購入費であります。

以上で平成17年度周防大島町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 続いて、村田環境生活部長。

環境生活部長（村田 章文君） それでは、私からは議案第18号から議案第21号まで、環境生活所管の補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第18号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について補足説明を行います。

補正予算書27ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に437万1,000円を追加し、予算の総額を9億9,756万4,000円とするものであります。

続きまして、事項別明細書109ページをお願いいたします。歳入の給水使用料につきましては、現年分使用料300万円及び滞納分の徴収に鋭意徴収に努めた結果、2月までのその状況を踏まえまして130万円を追加計上いたしております。また、諸収入の27万8,000円の減額につきましては、山口県所管事業に伴う補償事業費の減額によるものでございます。

次に、歳出についてであります。111ページをお願いいたします。総務費につきましては、消費税571万4,000円を、また維持管理費の修繕費につきましては管路等施設の修繕費として120万円計上いたしました。水道補償事業費につきましては、歳入の説明でも申し上げましたが、山口県所管事業に伴う補償事業費91万3,000円の減額であります。

続きまして、112ページの災害復旧費94万5,000円の減額につきましては、今年度予定をしておりました災害復旧事業費7件の事業費の確定見込みに伴うものでございます。

以上が議案第18号平成17年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についての補足説明でございます。

続きまして、議案第19号平成17年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に

ついて補足説明を行います。

補正予算書 31 ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から 1,307 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 5 億 685 万 5,000 円とするものであります。また、第 2 条第 2 表におきまして、安下庄地区下水道事業 5,526 万円、下水道台帳整備費 610 万 5,000 円の繰越明許費を計上いたしております。

事項別明細書 115 ページをお願いいたします。歳入につきましては、前納者の増により分担金を 56 万 6,000 円、使用料の増加により使用料を 160 万円それぞれ追加計上いたしております。

また、116 ページの町債の減額につきましては 失礼しました。116 ページの繰入金及び町債の減額につきましては事業費の確定によるものでございます。

117 ページをお願いいたします。歳出の総務管理費、維持管理費、公共下水道事業費についてはそれぞれ事業費の確定見込みに伴いますところの所要額の計上でございます。

119 ページの公債費につきましては、16 年度事業費の繰り越し等により 100 万円の減額を計上いたしております。

以上が議案第 19 号平成 17 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての補足説明でございます。

次に、議案第 20 号平成 17 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について補足説明を行います。

補正予算書 37 ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算よりそれぞれ 1,996 万 7,000 円を減額し、予算の総額を 14 億 6,035 万 7,000 円とするものであります。

また、第 2 条第 2 表におきまして、沖浦西地区 2,001 万円、沖浦東地区 1 億 871 万 6,000 円、和田地区 1 億 813 万円、台帳整備費 800 万円の繰越明許費を計上いたしております。

それでは、事項別明細書 123 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、前納者の増による受益者分担金 67 万円を追加し、事業費の減額に伴い事業費分担金を 57 万 5,000 円減額いたしました。また、繰入金、町債の減額につきましては事業費の確定によるものでございます。

125 ページをお願いいたします。歳出の総務管理費、総務一般経費につきましては、車検を予定しておりました車両の配備がえによることによる減額であります。維持管理費及び 126 ページの農業集落排水事業費につきましては、それぞれ事業費の確定に伴う所要額の計上を行ってお

ります。

129ページの公債費につきましては、16年度事業の繰り越し等により350万円の減額を計上しております。

以上が議案第20号平成17年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についての補足説明でございます。

続きまして、平成17年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を行います。

補正予算書43ページお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に49万8,000円を追加し、予算の総額を4,276万円とするものであります。

事項別明細書133ページをお願いいたします。

歳入につきましては、使用料の増加により使用料23万円を追加計上いたしております。

135ページをお願いいたします。歳出につきましては、浮島浄化センターの負荷量塩酸装置の修繕費92万円を計上しております。が主なものでございます。

以上、議案第18号から議案第21号までの補足説明をさせていただきましたが、何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 最後の議案第22号、特別会計の関係でございますが、平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の47ページをお開き願います。今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ84万8,000円を追加し、予算の総額を8,323万9,000円とするものであります。

補正予算事項別明細書の139ページをお開き願います。

歳入につきましては、浮島航路の渡船使用料の見込みを調整し60万円を減額いたしました。繰入金は、一般会計から164万8,000円を繰り入れての財源調整であります。雑入の20万円の減額は、浮島航路の臨時便の減によるものであります。

141ページから歳出であります。各航路におきます船員等の人件費の最終調整と、浮島航路の日良居丸の機関部の故障による修繕費の追加計上と、これに伴う代船の借り上げ料の追加計上であります。

以上が議案第22号平成17年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。何とぞ慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。議案第14号から議案第22号までの9議案を会期中の次の本会議において審議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第22号までの9議案を会期中の次の本会議において審議することに決定しました。

日程第16・議案第23号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第23号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第23号平成17年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成17年度周防大島町補正予算書の51ページをお開きいただきたいと思います。

この予算は、12月末日までの業務量及び事業収支の実績に基づきまして推計し補正したものであります。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、病院患者数では3病院合計で入院を100人減じて8万4,420人、外来を46人加えて12万6,449人と見込むものであります。

介護老人保健施設利用者数では、2施設合計で入所を116人加えて3万5,648人、通所を82人加えて3,422人と見込むものであります。

学生数では、2学年を1人減じて39人とし、合計で115人と見込むものであります。

施設利用者数では、合計で846人減じて、1万4,744人とするものであります。

病院1日平均患者数はさきの患者数を診療日数で除したものでありまして、合計で入院を2人減じまして232人とするものであります。

主要な建設改良事業では、支出額の確定に伴いまして病院改築事業を2億6,450万6,000円減額し、1億4,780万円、医療機械器具及び備品購入を6,252万4,000円減額し2億4,060万8,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出について補正するもので、収入合計1,366万8,000円減額し42億6,795万円、支出合計で222万4,000円増額し42億767万6,000円とするものであります。

第4条は、資本的収入及び支出について補正するもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,989万7,000円を減債積立金4億5,051万4,000円、当年度分損

益勘定留保資金 9 3 8 万 3 , 0 0 0 円で補てんするものに改めるものであります。

収入では、合計で 7 , 9 3 7 万 5 , 0 0 0 円減額補正いたしまして、 1 7 0 億 3 , 9 9 1 万 5 , 0 0 0 円、支出では合計で 3 億 2 , 7 0 3 万円減額補正いたしまして 1 7 4 億 9 , 9 8 1 万 2 , 0 0 0 円とするものであります。

第 5 条は、企業債について補正するもので、合計で 8 , 6 2 0 万円減額補正いたしまして、起債限度額を 3 億 7 , 2 2 0 万円とするものであります。

第 6 条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について補正するもので、給与費合計で 5 9 6 万 1 , 0 0 0 円減額補正いたしまして、 2 1 億 8 , 4 7 0 万 9 , 0 0 0 円とするものであります。

第 7 条は、他会計からの補助金について補正するもので、合計で 1 , 1 8 9 万 7 , 0 0 0 円減額補正いたしまして、 6 億 3 3 3 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

第 8 条は、薬品や診療材料、給食材料などの棚卸資産の購入限度額について補正するもので、合計で 1 , 2 8 1 万 6 , 0 0 0 円増額補正いたしまして、 7 億 6 , 7 6 4 万 7 , 0 0 0 円とするものであります。

第 9 条は、継続費について補正するものであります。さざなみ苑の 3 0 床増床工事の年割額を平成 1 7 年度 5 0 7 万 1 , 0 0 0 円、平成 1 8 年度 4 億 9 , 9 7 8 万円とするものであります。

附属資料といたしましては、別つづりの平成 1 7 年度周防大島町各会計歳入歳出補正予算事項別明細書の最後になりますが、 1 4 3 ページから平成 1 7 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）に関する説明書を添付してございます。

なお、当年度純利益は 1 7 2 ページの平成 1 7 年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり 5 2 2 万 3 , 0 0 0 円を見込むものでございます。

以上で、議案第 2 3 号の平成 1 7 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）の補足説明を終わります。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。
議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案件については、会期中の次の本会議において審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案件については会期中の次の本会議において審議することに決定しました。

暫時休憩しましょう。2 時 5 分まで、1 4 分間休憩します。

午後 1 時 51 分休憩

.....

午後 2 時 07 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開いたします。

日程第 17 . 議案第 24 号

日程第 18 . 議案第 25 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 17、議案第 24 号周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急処理事態対策本部条例の制定についてから、日程第 18、議案第 25 号周防大島町国民保護協議会条例の制定までの 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 24 号、議案第 25 号補足説明を申し上げます。

議案第 24 号周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急処理事態対策本部条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や、平時に大規模なテロ等が発生した場合など、国民保護法に規定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態において、今後本町が作成する国民保護計画に基づきまして住民等を保護する適正な措置を講ずるための体制を整備するため、同法に基づき、周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急処理事態対策本部条例を新たな制定しようとするものでございます。

第 1 条は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 31 条によりまして武力攻撃事態等に対処する周防大島町国民保護対策本部について、また同法第 183 条において準用する法第 31 条によりまして緊急処理事態に対応する周防大島町緊急処理事態対策本部に係る条例制定の目的について定めております。

第 2 条は、国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部における本部長、副本部長、本部員等の組織体制について、第 3 条は対策本部における情報交換及び連絡調整を行うための会議について、第 4 条は対策本部の部について、第 5 条は現地対策本部について、第 6 条ではそれぞれの対策本部の庶務は総務課で処理することと定めております。

次に、議案第 25 号は、周防大島町国民保護協議会条例の制定についてであります。平成 16 年 6 月 14 日に国会において成立し、同年 9 月に施行された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 国民保護法と言われているものでございますが、これでは、国は国民の安全を確保するため、その組織及び機能のすべてを掲げて、みずから国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するなど、国全体として万全の体制を整備する責務を有すると定められており、国の基本指針及び県の国民保護計画に沿って、本町においても今後武力攻撃等において実際に住民等を保護するための措置を実施することに備え、同法の規定に基づき、周防大

島町国民保護計画の策定に当たり、内容の審議等について、町長の諮問機関として周防大島町国民保護協議会を設置することについて新たに本条例を制定しようとするものでございます。

第1条は、条例制定の目的について定めたもので、武力攻撃等における国民保護のための措置に関する法律第40条第8項によりまして、周防大島町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを明示いたしております。

第2条は、協議会委員の定数と専門委員に、第3条は会長の職務の代理について、第4条は会議の招集と議決等について、第5条は部会の設置等について、第6条は監事について、第7条で協議会の庶務は総務課において処理することを定めたものでございます。

なお、周防大島町国民保護協議会条例の制定によりまして、附則において、周防大島町報酬及び費用弁償条例第5条第1項の別表に、国民保護協議会委員及び国民保護協議会専門委員を加え、日額報酬としてそれぞれ5,000円を支給しようとするものでございます。

本条例は、平成18年4月1日から施行しようとするものでございます。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号、質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の条例は、いわゆる事態法に基づく地方に対して作りなさいという格好で国から出ておりますが、そもそもこの暴力攻撃事態法の4類型、またそのほか実際的ないろんな指針がありますが、それらについてどのように認識しておるのか、まず聞きたい。もとの法律。武力攻撃の事態法に対する大もと。これは大もとがあるわけです。そのことによって、国は地方自治体に対して作りなさいと。これは5カ年の期間を決めて作りなさいということで、県段階に押しつけ、そして一番私たちどん末端の市町村に押しつけてきたというのが流れであります。

それで、今もとの法律について、指針等についてどういう認識をされて今議会で提案されたのか、まずお聞きしたいというのが1点です。いわゆる4類型と言われております部分ともとの法律ですね。等をまず質問したいというふうに思います。

そしてまた、今回の提案が、例えば自然災害と戦争の同一性という点で、今度は逆にいろんな矛盾が出てくるわけです。それについてどうなのか。

また、今回の保護計画 今提案されようとする部分として、例えば住民の、例えばそのときの災害と、いわゆる緊急時の対応、これはどういうふうに認識されておるのか。例えば災害と一緒につくっていくわけですから、それについてはどういう考え方をしているのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、広田議員の御質問にお答えいたします。

武力攻撃事態ということでございますけれども、これは着上陸侵攻、ゲリラ、それから特殊部隊等による攻撃、それと報道ミサイル攻撃というものが想定されております。

それと、災害等々の関係でございますけれども、これにつきましては災害基本対策法がございますので、それとの整合性を持たせながら、この国民保護 国民の対策本部の設置等がございますけれども、その辺を今後協議会等で計画の策定を詰めていくというようなことになろうかと思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一言で言えば、実際的な整合性を持たせた運用、法律、いわゆる条例という言い方ですが、実は実際はどうかという点で、例えば各県がつくった状況、山口県がつくった状況など引用しながらほんとは質疑をしたいわけなんです。

例えば、県段階ではどこから侵入があって、そしてそれに対してどういう方向でいくと。例えば鳥取の場合でしたら、中国山地を越えて岡山、兵庫ということであります。それで、国道やJR線を使って南下し、米軍や自衛隊は同じ路線で北上する。そういうときに、作戦というものがありますね。例えば独自。例えばもとの法律でいうても、例えば先ほど吉田課長が答弁した着上陸攻撃、航空攻撃、ミサイル攻撃、ゲリラ攻撃、これが先ほど答弁されたんですが、武力事態4類型というふうに言われている部分です。実際的に、緊急事態4類型と武力攻撃事態4類型というのがあります。例えば、緊急事態4類型の中には航空機テロいうのが入っております。実際的に。

それで、運用上どうかというのをちょっと思い出していただきたいのですが、日本国内にいろんな基地があります。ほいで、そのときどういうふうに対応されたかというふうになると、アメリカはアメリカの独自の対応で、いわゆる基地外に向けて、住民に向けて鉄砲を向けたと。沖縄でも岩国でもそうです。実際的には、そういう流れがあるという点であります。

それともう1点は、虚像という部分ですね、虚像。今回提案して、今回法律の大もとのいわゆる法律の中に実は虚構部分があるという点で議論されたのが、どっからどの程度仕かけてくるのかがわからない、航路がわからないという状況があります。

実際、政府の今までの説明を聞いておまして、いわゆるかかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難というのが政府の見解であります。そうすると、実際そういう法律、そういう法律に基づいて各地方自治体に仮にこの保護法をつくったとしても、実態は不必要なことにつながるんじゃないかという危惧がしております。

再度、もとの法律、その武力攻撃事態法から始まって国民保護計画を政府がつくって、それに伴い実際的な流れとして今日地方自治体の長として地方自治体、いわゆる議会に提案する、この流れについてどういうふう認識されておるのか、最後になるかもわかりませんが聞いておきた

いというふうに考えます。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいまの御質問、議論につきましては、国民保護法のそのもとと言いますか、その法律の内容またはその法律の解釈についての御質問だったように思いますが、今ここで御議論いただきたいのは、議案第24号で申しましたらその保護対策本部、または緊急事態の対処対策本部をつくるということに対しての条例制定、また議案25号の方でいきましてはその保護協議会をつくるという条例の御審議でございまして、その国民保護法の中では今おっしゃられたようなことが当然議論されておるんだろうと思いますが、それを受けて市町村、周防大島町としてはいかにすべきかというためにこの本部条例、協議会をつくるという条例でございまして、その議論をちょっと、余り踏み外しますと私たちは国民保護法の今条例とかつくるというわけじゃございませんので、御議論をいただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） いいですね。ほかに質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 会の構成、この条例によってつくられる本部もしくは協議会というものが設置されるわけですが、その構成員についてちょっと質問をさせていただきたいんですが、本部については一応職員ということですから、役場の職員が当たられるという認識でいいわけですか。

それと、協議会の委員さんというのが書いてありますが、委員という、定数が30人以内、それから専門委員というような言葉もあるんですが（発言する者あり）。

議長（新山 玄雄君） 今24号の質疑を受けております。

議員（13番 魚谷 洋一君） 20、一緒じゃないんですか。

議長（新山 玄雄君） 協議会は次に。（発言する者あり）

議員（13番 魚谷 洋一君） 24ですか。

議長（新山 玄雄君） 24です。24の質疑を。

議員（13番 魚谷 洋一君） それでは、24に限って質問させていただきますが、必要な職員ということですが、これは役場の職員というふうに第2条のところに書いてありますが、これは役場の職員というふうに理解してよろしいのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、魚谷議員さんの御質問でございますけれども、御指摘のように役場の職員ということでございまして、それでこれの本部長は町長ということで、これはもう国の方の法律で町長なり市長とか知事とかいろいろ指定されております。

議長（新山 玄雄君） 24号、質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 1条の武力攻撃事態というのは、これを認定するのは政府がする

んでしょうが、それを受けて各地方自治体が動くわけでしょうが、その組織の指揮、系統命令ちゅんですかね指揮系統ちゅんですか、これはどういうふうになっとるんでしょうか。

例えば、これはもちろん防衛庁も絡んでくる話でしょうからその辺、例えば自衛隊がどのように入って警察がどのように入ってくるかというのは、その辺の組織というのはこう、上からこう下のこう組織図というようなのがあっていいんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 浜戸議員さんお尋ねの組織でございますけれども、きょう議会議決いただければそういう組織ということになりますけれども、そのもとになるところは、国におきましては内閣総理大臣が、これは閣議で決定されるわけでありまして、そうならばこれ総務大臣を経由してその旨が県知事、県、都道府県、県に入ってそれから本町、町長へ入ってくるというような流れです。本町は、その通知を受けて対策本部を設置するというような流れになります。

議長（新山 玄雄君） いいですか。24、25号については、総務常任委員会に後ほどいたします。

第25号質疑はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 先ほどは失礼いたしました。第4条の、失礼しました。第2条ですかね、委員の定数は30人以内、それから専門委員は以下云々と書いてありますが、この委員もしくは専門委員と書かれておる方はどのような方を予定されておるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 魚谷議員の委員の問題でございますが、これは30人以内ということでございます。

でありまして、当然町執行部とか、あるいは柳井広域で言えば消防庁、あるいは警察、あるいは町行政機関、それから自衛隊とか専門家、有識者、医療関係者等の方々を予定しております。

それと、専門委員につきましては、それぞれの各種団体からの推薦により専門委員を町長が、会長が委嘱するということになります。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 一応、委員と呼ばれるその内訳と言いますか、役職は一応行政とかそういった感じというふうにとってええんですかね。

それから、専門委員というのが、何、今何て言われましたかね。（発言する者あり）団体ですか。（発言する者あり）ちょっと、ニュアンスが違うんじゃないんですかね、各種団体が専門委員という分類に入るんですかね、ちょっと違うような感触がするんですが、そういうふうには

考えておられるわけですか。各種団体というのは、要するにここでいうと婦人会であるとか老人会であるとか、そういうふうな理解でいいんでしょうかね。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） ちょっと言葉足らずだったかと思うのですが、各種団体といえば婦人会等も入りますけれども、そういうところではなくして、行政機関であれば、警察であれば警察の方のそういう担当の職員というようなことになろうかと思えますし、消防署で言えば消防の方の担当の職員とかを推薦していただいて、それを町長、会長が委嘱するというように今のところ考えております。

議長（新山 玄雄君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） ということは、一応、例えばこれを使わにゃいけん、使わにゃいけんというような言葉が悪いかとは思いますが、こういう対応をしなければならぬというような状況が起こったときに、協議会なりあるいはその会で話されたことを要するに一般の人たちに伝え、周知徹底実行してもらわにゃいけんわけですよ。

そういうふうな連絡網もある程度必要とは思いますが、委員さんあるいは専門委員さんと呼ばれる中にそういう一般の住民の方の要するに、何と言いますか連絡網も使えるような方たちが入っておるんでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。この協議会は、先ほど補足説明で助役の方が申し上げましたように諮問機関ということでありますので、この町の計画を作成するについてはそういう専門委員、あるいは委員の方々の意見を聞いて作成するということでもあります。

そういう意味の委員なり専門委員ということでございますので、町民一般への伝達等についてはまたその計画の中でそういう緊急事態が発生したとき、警報サイレンとかあるいは何らかの方策で早く住民に周知を図るというようなことになろうと思えますので、そのようなことで委員、専門委員ということでお願いするようになります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いろんな難しい言葉があるんでわかりにくいんですが、協議会を設置するようになっておりますが、この中で幹事12人以内を置くという条例になっておりますね。

それで、幹事12人、どういう人をもって幹事はなるかということ、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命するということになっておりますね。そうすると、委員の属する機関の職員というのはどういう機関を指すのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。いろいろございますけれども、今思いついたところで言いますと柳井海上（発言する者あり）失礼、柳井海上保安所とか柳井健康福祉センターとか、あるいは県の出先機関とか、あるいは広域消防組合、消防団、消防組合、それとかNTTとかいろいろ、西日本電信電話株式会社とか中国電力とか陸上自衛隊とか、ようなものが想定されます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 次に、今回幹事といわゆる専門委員の中から幹事を選ぶという考えなのか、専門員とは別個に幹事は別枠とするのかがちょっとわかりにくい。

そうなると、先ほど言われたような専門委員の中から幹事を12人、ということになると、それぞれ専門委員の中から選ぶと、幹事そのものをですね。そうすると、専門委員はおのずと決まってくるということなんで、これは誤解があったらいけんのですね、再度聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 幹事についてでありますけれども、これは委員の中から幹事12名をお願いするということになります。以内、以内と言っている（発言する者あり）はい。（発言する者あり）協議会の委員の中から、30名の中から12名ほど幹事をお願いするということになります。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） そうなると、先ほど、今本会議に入って答弁された、例えば海上保安庁、いやさっき何て言われたかね、答弁された、そういう人が専門委員なるという判断になるわけよね。

いわゆる、当然ここに住んでおられる以外の方も、当然専門委員として、大島町に在住以外の人も、先ほど言われたのはね、大島町に在住以外の機関も指したような答弁されたわけですよ。ほじゃけ、それでいいのかどうなのか確認しちょきたいと。（「そらそう」と呼ぶ者あり）そのとおりで。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 先ほどもお答えさせていただきましたけども、委員の中から幹事ということで予定しております。（発言する者あり）専門委員は、これは別です。これは、専門委員は専門的にですね（発言する者あり）専門的に……。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 広田議員と同じような質問なんです。結局はね、ここ地元におる人をきちっとしたそういうふうな委員さんに委嘱せんにゃあね、例えばどこそこの警察署とか

どこそこの消防署の人であるか、転勤もありや配置がえもあるわけでしょ、そのたびに、町長が任命しかえるわけですか、そうじゃないでしょう。

やっぱし、ここのきちっとした組織をつくろうと思うたら、この地域にずっとおる人じゃないと話にならなでしょ。ほじゃけ、そこら辺はどうするんかっていう話です。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 今、荒川議員さん言われたように、地域におられる委員を中心にとということになります。（発言する者あり）中心ちゃもう、どうしても専門（発言する者あり）専門的にもどうしてもこの地域におられない方もございますので、幅広くて言いますか、先ほど申しましたように自衛隊とかそういうところも入ってまいりますので。はい。いうことでございます。

議長（新山 玄雄君） 御理解、浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっ、ちょっと僕はねこれ、僕もよう意味がわからんのですが、議案の24号で対策本部を設置をする条例をしますよね。

25号でその協議会をつくる、条例の今提案されとるわけですが、この協議会ていうのはこの対策本部をつくためにいろんなことを決めるのに協議会をつくるということなんですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ちょっと整理したいと思います。議案第24号につきましては、国民保護対策本部または緊急対処事態対策本部をつくるわけです。

この本部をつくるという条例、それでこの本部の中には先ほど言いましたように本部長、副本部長、本部委員を置きますよということです。これは、この本部を置くという条例。

25号の方につきましては、今度は国民保護、済いません 周防大島町国民保護計画を策定するために、その内容の審議について町長の諮問機関として国民保護協議会を置きますということですから、その保護協議会ていうのは町長の諮問に対する諮問機関なんですね、だから本部とは全く違います。だから、2つに分けてから別々に議論していただきたいと。

それと、先ほどから出ておりますその協議会の委員のことでございますが、正式にだれとだれというふうにならなっておりますが、例えば周防大島町の防災会議条例というのを見ていただいたらわかると思いますが、この防災会議条例ていうのは目的が若干違いますが、ダブってるところもあるわけです。

それの中の委員は、例えば地方行政機関の職員のうちからとか、または県の知事部局の職員のうちからとか、警察官のうちからとか、町長がその内部職員のうちからとか、または教育委員会部局、消防、広域消防または非常備消防、またはあ～とですか、というふうなところからというのが防災会議の委員のその任命される対象なんですね。

ただ、今回の国民保護法に基づく委員というのにつきましては、若干この防災会議とは違いますので、例えば福祉の問題とかまたはほかにもたくさんあると思いますが、そういうふうな形のところから委員さんも出ていただくべきではないかというふうに思うところでございます。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） ということは、協議会はもう諮問するわけですから、諮問が終わったらもうその役目は終わるというふうに考えていいわけですね。はい。

それと、第2条にあります専門委員というのは、協議会の委員が30人以内とありますが、専門委員というのはその協議会の委員とは違うという話でしたが、じゃ専門委員は何人ということになるのでしょうか。

議長（新山 玄雄君） 答弁。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 先ほどの質問でございますけれども、第2条の第2項のところに、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるということになっております。

それで、委員は30人以内ということでございますけれども、専門委員は特に何人というのは定めておりませんが、先ほど申し上げましたようにそれぞれの団体等から専門的な委員を委嘱するということになるかと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。木村議員。

議員（19番 木村 潔君） 再確認で申しわけないんですけど、じゃあ2条の2項の解釈という意味は、じゃあ各事案ごとに短期的に任命してその事案が終われば解任するという、それが専門委員という解釈でよろしいでしょうか。

それともう1点は、委員の定数は第2条で30名なんですけれども、幹事のところで先ほどの御答弁では、委員の属する機関の職員のうちという表現にもかかわらず、委員の中からという、選びますということでしたが、この6条の2の解釈であれば委員以外の職員から任命することもできるというふうに解釈できると思うんですよ。

その場合に、じゃあ委員は30名として幹事が最大12名、合計42名という可能性もこの解釈ではできるんじゃないかと思ってそこら辺は、だから逆に機関の職員というより委員の中から任命するというふうにはできないんでしょうか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 静粛にお願いします。答弁をお願いします。この件については、先ほど申し上げましたが総務常任委員会に付託をいたしますので。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）はい。はい。（発言する者あり）椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の木村議員さんの御質問なんですけど、前段の方ちょっとお答えいたします。

協議会の委員の定数は30人とすると、専門委員は当該専門の事項について調査が終了したときはというふうになっておりますが、要するに協議会の委員さん10人の方々がその諮問を受けるわけですね。

受けたときに、例えば福祉の問題はどうするかと、例えばこういう国民を保護するときの、町民を保護するときの福祉の問題じゃあどうするかっていったときに、例えば交通機関から出ておられる方が出て仕方がないわけで、それで福祉は福祉の専門部会をつくりましょうと。

それで、その諮問の中の福祉の分野については協議いたしましょうと。例えば、交通問題についてはそういうJRとか防長とか、またそういうふうな関係の機関の方々を専門委員としてからやっていただきましょうというふうな意味であると解釈しております。

それで、そういうことでございますから、その委員は当然、専門委員は当然委員の中からで、その1つの事項について、1つか2つかわかりませんが、その専門の事項について調査が終了したら解任されるというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。幹事の件で、第6条の第2項でございますけども、これは委員の属する機関の職員のうちから町長が任命するということでありますから、委員も、本人ですかね、本人も入るということでございます。（発言する者あり）

議員（19番 木村 潔君） ということは、本人以外の可能性もあるようにこの条文だと解釈できるので、そこら辺は、だから委員の中からしか選ばないんであればそのような表現の方がいいんじゃないかという、きょうの結論じゃなくても結構ですから、そこら辺はちょっと検討し直した方がいいんじゃないかと思えます。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第24号周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第25号周防大島町国民保護協会条例の制定についての2議案の質疑が終結しましたので、所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について、議案第25号周防大島町国民保護協会条例の制定についての2議案は、所轄の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19・議案第26号

議長（新山 玄雄君） 日程第19、議案第26号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第26号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

一昨年、周防大島町が発足いたしまして、議員の報酬並びに町長等の給料につきまして当時特別職報酬等検討会が設置されまして、その検討会から答申されました額が現在適用されております。

その時点の検討会において、報酬等の改正を行う行わないにかかわらず、毎年審議会は開催すべきであるとの御意見がございました。そこで、本年2月7日に周防大島町特別職報酬等審議会を開催いたしまして委員の皆さんの御意見を賜りましたところ、特別職等の報酬額は現行の支給額については据え置きということの答申を受けましたが、そういう答申を受けたわけではありますが、本町の財政状況とかまた厳しい社会経済情勢などを勘案いたしまして、常勤特別職の町長、助役、収入役、教育長及び公営企業管理者の現行給料月額をこの4月から1年間、それぞれ5%カットするために本条例を新たに制定しようとするものでございます。

何とぞ慎重な審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、今回提案としようとする中身についてちょっと聞きます。

言いますのが、本来なら諮問委員会は引き下げんでもええと言った、もちろん町財政が厳しいから下げたんじゃないと、自主的にいう説明なんですよね。ほで、それを下げるときに何を基準に下げたのかというのがわかりにくいわけですよ。

例えば、5%の場合もあるし10%の場合もあるし3%もある、その基準となるものとするれば、例えばかつてよく言われよった類似団体とか、類似団体の報酬の状況とかある程度あるかもわからん。ほいじゃが、今回はそういうなんが一切なしにもう5%と決めたということなのかどうなのか、それ聞いちょきたいと。

それともう1点、いわゆる特別職ということになれば、当然議員も、議員報酬もその対象になります。例えば、財政厳しいからということになれば、理屈の上から言えば当然議員歳費もその範ちゅうに入るといふふうに考えております。

私がここで聞きたいのは、客観的数字、例えば町長、例えば県内、日本国内でもいいです類似団体等があって、ほいで実際的にその水準からして町長給与、また助役給与、収入役給与が一定程度高いという認識に立ったのかどうか。

ほいで、それと比較して実際的に今回諮ってないんですが、議員の場合の、例えば今20万5,000円ですか、それが客観的に判断されちよるんかどうなのかが非常にあいまい。じゃけ、かつて大島町においては、議員は据え置いたが町長は下げたという事例があったんです。そのときに、どういうことが起こるかっていったら町長さんすごいと、ほいで議員は、早う言ったらこうじゃという判断材料にならんとも限らんわけですよ。

ですから、客観性について、例えば今回特別職を5%下げるに当たって、客観的数字から見て実際的に県内比較でも全国比較でもええですし、その辺のところはどういう水準にあるのか調べたことがあるのかなのか、審議会の中でそれが議論されたことがあったのかなかったのか、それをまず聞きたいと。

それとあわせて、今回いわゆる議員等については省略しておりますが、その議論についてどうやったのかも含めて聞いときたい。でないと、いろんな後から御批判が出ますから、再度聞いときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今回のこの特別職の報酬の引き下げにつきましては、今御説明しましたように条例の一部改正で本条例を改正しようとするものではございません。

要するに、特別報酬審議会の意見を聞いて特別職の報酬は、これは特別職の報酬ちゅうのは議員と特別職の話なんです、これは報酬審議会に諮ってそれを尊重して決めるというふうになっておりますので、その中では議員と特別職については据え置きが適当であるという答申を受けたわけでございますから、私たちはそれは尊重しております。

ただし、今現在のその財政状況というのは非常に厳しいということから、根拠ということでございしましたが、特に近隣の市町村との比較というのが、非常に団体数が減っておりまして比較が難しくなっております。

それと、今から合併しようという市町村もたくさんあるわけでございますから、その比較でもって5%を決めたということではなくて、県内の相当数の市町村で特別職の報酬を自主的返納という形でこのような条例制定をいたしております。県もやってるわけですが、それを参考に5%と決めさせていただきました。

それで、中での議論のことなんです、中での議論は当然10%が適当ではないかということもございしましたが、例えばこれは1年限りという提案をいたしております。それで、多分1年限りといいましても、来年はほいじゃあ財政が好転するかということは、そんなことはなかなかす

ぐにはないのではないかということになります。

例えば、人件費の削減に手をつける、例えば一般職にという形になった場合に、そのときには当然特別職もさらにまた次の%を上げるということにもなるかと思しますので、5%からという形を選択させていただいたところでございます。

それともう1点、議員さんのことはどうかということでもございましたが、特例条例を制定するわけでございますから、執行部の方から議員さんの報酬をどうこうというのは非常に難しい。これは、一つにはその報酬審議会の答申も据え置きというふうに出ているわけでございますから、それはそちらの方を尊重させていただいたということでもございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まあね、客観的に財政は厳しいというのは私も十分認識しております。しかし、かつては、今回議員歳費については特例だから、いわゆる今の提案する条例は特例だから、1年間提案でということを取り扱いをということなんですが、実際的に今この提案を含めて出とるのは、議員の定数等が出ておるわけなんです実際的に。

それで、実際的にそういう議会側との協議も、例えば議論すべき内容なんですよ。それで、執行部としては当然議会側のことですから提案しにくいというのは客観性があるんですが、例えばかつてなら、例えば報酬を考えると、議員報酬等を考えるときに、首長の何%が妥当ではないかというような議論があったときあったんですよ、実際的に。

ほいで、それから見てどうなんかというような状況もあるんですよ、実際。首長に対して、議員報酬は何%ぐらいが妥当か、県内平均、に本平均という数値があったんですが、それらも含めて議論されたのかどうか。

それと、今回大体、先ほど執行部が出したそのほかの資料を見よると、これと管理職手当そのほかを含めて900万円ぐらいの節約と、管理職手当等含めてですね、全体で900万円ぐらいの見直しという資料があったんですが、実際これだけで大体5%で大体どのぐらいになっておるんか。

いわゆる町長で年間、町長、助役、収入役、公営企業管理者、教育長（「それはわかるじゃないですか」と呼ぶ者あり）ああ、いや（発言する者あり）やる間がなかったからね、聞いちょきたい、当座は出しちよると思うけ。答弁を求めておきたいというふうに思います。2点。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 2点質問がございました。まず、首長と議員との比較ということでございますが、これにつきましては、報酬審議会の中でもございました。

しかしながら、大島4町、合併前の4町いろいろな経緯がございまして、単純に首長の給与と議員の給与を比較しても比率は全国的にも、あるいは県下においても大島低いということの実態

は明らかにしております。

それから、特別職等の給与、公営企業管理者を含めると年間209万円ばかりの削減になります。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 助役の答弁で、財政厳しい状態でこういうことをやったということですが、こういう単発的な200万円の経費を浮かすためにこういう条例を制定してやっていくというのは、ちょっといかがなものかなという感じがしております。

1年半前に合併し、町長、助役、収入役も4分の1に減り、議員も30人減り、約2億円余りの人件費的な部分を削減したたった1年半後にこういうことまでせにゃあ財政がでんのか、大変な問題であると思います。

こういったことではなく、もっと根本的な方向性を町長、助役、収入役初め執行部の皆さんには方向性をしっかり、上げてでも方向性をつくっていただきたいと思っております。ですから、これ質疑ですからそういうことなんです、そういう方向性について助役の意見をお願いします。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 大変それは温情的な御質問でございますが、実は（発言する者あり）はい。これは、5%カットしても、公営企業管理者も含めて200万円というふうには答弁がありました、実は県内の各市町村で、相当な多くの市町村で特別職の報酬の減額がなされております。

金額もさることながら、やはりそういう財政の厳しいということを態度でも示さなければならぬという形でございます。これ、報酬以上に仕事をせんにゃいけんというふうなよく肝に銘じておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） この案件も総務委員会に付託になると思いますが、総務委員会でそういうことも含めて、今後の対策も含めて検討していただきたいと思っております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって本案件については所轄の総務文教常任委員

会に付託することに決定しました。

日程第20、議案第27号

議長（新山 玄雄君） 日程第20、議案第27号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第27号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、介護保険法の改正によりまして、高齢者の介護予防を行うため地域包括支援センターの設置が義務づけられましたので、周防大島町たちばな在宅介護支援センターを廃止し、新たに周防大島町地域包括支援センターを設置し、その業務について定めるものでございます。

第1条においては、周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正でございまして、条例第2条第1項第2号の周防大島町たちばな在宅介護支援センターを廃止し、新たに周防大島町地域包括支援センターを設置することから、周防大島町たちばな在宅介護支援センターを周防大島町地域包括支援センターに改めるものでございます。

第3条第2項は、周防大島町地域包括支援センターの業務につきまして定めるものでございまして、第1号を総合相談支援、権利擁護に関することに改め、第2号の次に第3号包括的継続的ケアマネジメント支援に関すること、第4号介護予防ケアマネジメントに関することをつけ加えるものでございます。

第2条において、周防大島町在宅介護支援センターの設置条例の廃止についてであります。廃止することによりまして、現在設置しております在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口的な機関として相談業務等を行うことといたしております。

附則は、施行期日を定める規定でございます。

以上でございます。慎重なる審議の上、御議決を回りますようよろしくお願いいいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まずちょっとわかりにくいんで、初歩的な質問したいというふうに思います。

1つは、条例によってそれぞれ仕事されとるわけなんですけど、周防大島町在宅介護支援センター、在宅介護に相談することというのが旧なかでありました。ほいで、実際的に今度立ち上げようとする周防大島町地域包括支援センターというのは、町内で1カ所なんかそれともいわゆる数カ所なのかというのが、まず概念として聞きたいというふうに思います。

ほいで私が思うのは、旧町それぞれ1カ所ずつ、例えば在宅介護支援センター等があったと思うんですよ。ほいで、条例を変えんでも、やる場合は条例を変えんでもええし、条例を変えんできん場合は条例を変更するということになるんですが、例えば今ここへしまとびあがありますよね、それで条例に基づき執行しちよるといふうに思うんですが、その分の変更等についてはどういふうな中身なんじゃろうか。

当然、しまとびあでも在宅介護支援センター的なものはやりよるといふうに思っとるんですよ。ほじゃけ、包括支援センターの概念、一応概念とすらあ総合相談支援と権利擁護に関することが追加ということになるから、概念としてはそれだけならそれだけですが、もっと具体的に聞いちょきたいといふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 地域包括支援センターであります、町内で1カ所設置をいたします。たちばなケアプラザ内に設置をいたします。

現在あります、ほかに3カ所ありますが、その3カ所につきましては、今回ここで廃止条例を出しております。一応、これまでの在宅介護支援センターにつきましては、やはり地域の高齢者の皆さんの総合相談の窓口として周知をされているということで、これからも相談業務があると思いますので引き続きまたその、現在あります在宅介護支援センターをサブセンター的な位置づけとして、窓口業務、相談業務は受けていただいて、地域包括支援センターへつなぐ役割をしていただきたいといふうに思っております。

現在あります町のほかの保健センターですが、これにつきましては、地域包括支援センターのサブセンターとして業務を行いたいといふうに思っております。現在、ここのしまとびあスカイセンターにつきましては、現在その条例の中にはこういう在宅介護支援センターというような文言は入っておりません。保健相談とかそういう文言ですので、あえて条例の改正はしていないということでもあります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 前に議論したとき、実は合併後子育て支援の業務をたちばなの方、ケアプラザに統一すると、子育て支援。

例えば、子育て支援とは漠然としちよるんですが、例えば乳児健診、乳児健診、これをたちばな1カ所にするという変更がありましたよね実際に。乳児健診。もっとそれを広げた方が町民に利用しやすいんじゃないかという議論の中で、少なくとも周防大島町になれば4カ所ちゅうのは不可能であっても2カ所ぐらいしたらどうかと。

ほいで、今回当然予算措置があるかと思いますが、1カ所をいわゆるたちばなにしておいて、ほで先ほど言われた在宅介護支援センターについては予備、予備といいますか今までやりよる在宅介護

の相談に関することは、並びに在宅介護支援センターとしての機能は全くなくなって、実際の機能やりよるでしょうしまとびあの中で。

これは、直接的ではないかもわからんが、社会福祉協議会等を通じて今やりよる、それはどうなるのかちゅんがこの条例との関係でわかりにくいんですよ。じゃけ、今までどおりの業務は落ちませんいうんなら落ちませんということをお願いしちょきたいというふうに思うんですよ。
議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） これまでの在宅介護支援センターにつきましては、業務が総合相談ということやっております。

今回の、地域包括支援センターにつきましても、総合相談と包括的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントが業務になっているわけです。ですから、これまでの在宅介護支援センターにつきましては総合相談業務があります。

実際は、条例を廃止するわけですから、そのセンターという名称はなくなりますけど、やっぱり地域に密着した相談業務ということで、引き続き相談業務はしていただくということをお願いをしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、そうしてここに統合するということは、結果的に町民がそういう相談、いわゆる今度介護保険法が変更してという言われ方しますが、総合相談支援、権利擁護、今度権利擁護入るわけじゃけね、いう格好になると、その仕事のボリュームのアップ部分があるわけですよ、ボリュームのアップ部分、当然あります。権利や総合相談ちゅうことで。

ほじゃから、実際的に、例えばその機能をたちばなケアプラザだけに持たせたら、結果的にはここでの機能は小そうなる可能性があるんじゃないかちゅう危惧をしちよるわけよ。今までの機能が小そうなるんではないかと。機能してない。いや聞こえん。

もし、私はね、逆に言えばそういう機能を私は旧町単位ぐらいできちっと維持してく方が、いわゆる町民の立場から言うたら私は役に立つというふうに見ちよるんですよ。ですから、実際的な機能は落ちんのんかどうなんか、今やりよる機能は落ちんなのかどうなのか、その確認をずっとやっちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 在宅介護支援センターにつきましては、これまでと同様機能は落ちないと考えて、一気には落ちません。

それと、各保健センターにおいて地域包括支援センターのサブセンターとしてやりますので、これまで以上にまた拡充されるんではないかというふうには思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって本案件については所轄の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 2 1 . 議案第 2 8 号

議長（新山 玄雄君） 次に進みます。日程第 2 1、議案第 2 8 号周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

助役（椎木 巧君） 議案つづりの 9 ページの議案第 2 8 号周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

現在、資金運用は国債等の最も確実かつ有利な方法により運用をしておりますが、予算書の第 1 1 条において、重要な資産の取得及び処分で議会の議決を得なければ借り換えられない状態であり、高い金利の国債が発行され有利な条件に借り換えを行おうとしても、弾力的な運用ができない状態にあるため、基金条例を制定していただき、迅速な運用を行ってまいりたいと考えております。

なお、基金を制定しても当然監査委員や周防大島町当局とも協議の上、確実かつ有利な方法で運用いたしたいものでありますので、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって本案件については所轄の民生常任委員会に付託することに決定しました。

もう 1 回、休憩しましょうか。休憩します。1 5 分間休憩します。2 5 分、3 時 2 5 分まで休

憩します。

午後 3 時 09 分休憩

午後 3 時 24 分再開

議長（新山 玄雄君） では再開をいたします。

日程第 2 2 . 議案第 2 9 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 2、議案第 2 9 号「周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例」及び「周防大島町斎場建設基金条例」の廃止についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 2 9 号「周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例」及び「周防大島町斎場建設基金条例」の廃止につきまして補足説明を申し上げます。

東和庁舎及び星野哲郎記念館建設並びに大島斎場建設につきましては、合併前の旧町におきましてそれぞれ基金を造成し、建設に取り組み、合併後もその基金を引き継いできたところでございますが、平成 1 8 年度一般会計当初予算として御提案をいたしておりますとおり、いずれの施設におきましても、合併特例債及び県の広域市町村合併支援特別交付金を充当し建設することといたしております。

したがいまして、建設に係る財源は確保できる見通しとなりましたので、基金条例を廃止しようとするものでございます。なお、これらの基金は条例廃止により全額取り崩し、財政調整基金へ積み立てることとし、所用の予算措置をこのたび提案いたしております平成 1 7 年度一般会計補正予算に計上いたしております。

以上で議案第 2 9 号の補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 2 9 号周防大島町東和庁舎及び文化交流施設建設基金条例及び周防大島町斎場建設基金条例の廃止について、原案のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23・議案第30号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第30号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第30号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げますが、本案は本町が設置運営をいたしております町営渡船3航路のうち、浮島航路については3カ月定期の運用区分がなく、利用者からもこの3カ月定期につきましての要望もありましたことから今回その区分を設けることとし、またこれに合わせまして3航路の定期券にかかる表示、利用者区分等を統一するため、情島航路につきましても定期券の項を改めようというものでございます。

何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ちょっと、今回3カ月設置する、3カ月定期を設置することなんですが、基本的な割引率についてはどのように議論されたのか聞きたい。

3カ月、例えばJRであっても例えば自動車と、バス部門とレール部門は違います割引率が。ほいで、実際的1カ月と3カ月は割引率が違います。当然であります。ですから、何を基準にやられた、調査されたのか聞きたいというふうに思います。

それと、実際今回1カ月定期、3カ月定期、また基本運賃等についてはやってないわけなんです、実際的に（「携帯電話切ってください」と呼ぶ者あり）今の実態について調査しておられれば報告、旅客状況等実態を調査されていればあわせて報告をお願いしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 中野企画課長。

企画課長（中野 守雄君） お答えいたします。まず、割引率等について、何に基づいておるかということですが、これは日本旅客船協会におきまして、一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式の中の運賃及び料金の適用方法というところを採用しております。

割引率は幾らになるのかという御質問でございますが、通学につきましては、1カ月は60%引き、3カ月につきましては62%引き、通勤につきましては、1カ月に40%引き、3カ月は

43%引きということでございます。そういう基準を設けまして、よりまして割引率を決めております。

それと、先ほど実態はどうかということでございますが、浮島航路に、実際前島航路には通勤通学おられません。で、情島は通勤が5名、浮島につきましては、現在保育園児が6名、中学生が5名、高校生が7名、そして通勤が9名、計27名ということになっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際、離島においては唯一の足ということではありますが、実際的に前合併後の議論もあったように、今はありませんが笠佐の取り扱い等々差があるんじゃないんかという議論がありました。本会議ですね。

中で、実際的に子供たちから見れば唯一の足ということになれば、結局は今スクールバスそういう時代なんですよ、それを使うとなればね、そういう議論も今回避しちよかと、実際的には議論そのものがおくれるんじゃないかという点は認識しちよかんにやいけんのんじゃないかという点だけ言うちょきます。

いわゆる実際的に、教育、いわゆる子供たちが受ける条件としては、同じ、均等で言いますが、そういう視点からの議論もしちよかんにやいけんのんじゃないかなという点だけは指摘しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第30号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第31号

議長（新山 玄雄君） 日程第24、議案第31号周防大島町職員定数条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。補足説明、川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案つづりの17ページの議案第31号周防大島町職員定数条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

現在、7月末日の完成を目指して、周防大島町立介護老人保健施設さざなみ苑円増築工事を進捗中でございますが、増築後は入所定員が50名から80名に増床となります関係で、看護、介護職員も10名必要となるため、条例第2条第7号の公営企業局の職員325人を8人増員して333人とするものでございます。

なお、看護、介護職員は10名必要でございますが、現在事務職員及び給食職員の欠員各1名の計2名を補充せず、8名の定員増といたしたいと考えておりますので、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今補足説明で、10名必要なんだが、いわゆる運用でできると、運用でできるという根拠をもう少し、例えば調理部門とあれはどういうふうに考え運用しようとするのか、非常にわかりにくいわけですよ。

実際、例えばどのように運用、じゃけ、例えば元の病院の方に充足率が十分あるからそれで運用するという報告ならまだわかりやすいんで、充足率がちょっとわからんですね、現状の数とあわせて報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 藤田企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） ただいまの御質問にお答えします。

実質介護保険法に伴いまして、入所定員3人に1人の看護、介護職員が必要でございます。ただし、現在325名の定員数のうち実際今1月1日現在で310名で、医師が医療法の定数に伴います8名減が含まれておりますので、そういった意味も含めまして今総務部の定数、平成12年につくられたときの定数が10名のうち事務職員が現在9名でございます。

その定数を落として、9名に落として、東和病院の調理師を8名が今7名でやれておりますので、それを7名に落としてその余った2名と8名で10名をさざなみ苑の定数増という形にもっていかうと考えております。よろしゅうございますか。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第31号周防大島町職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第32号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第32号周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第32号周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

本条例は、特別職を含めてすべての職員が出張する際の日当の見直しを行い、歳出削減を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、広島市を除く東京都など政令指定都市への出張の際の日当を、特別職の場合現行4,000円から2,000円に、一般職の場合現行3,200円から2,000円に、広島市を政令都市のくくりから外すとともに、県外出張の際の日当を特別職の場合現行2,500円から1,000円に、一般職の場合現行2,100円から1,000円に、県内出張の場合の日当を、特別職及び一般職ともに現行1,000円からなしにするものでございます。

第1条が町長と、第2条が船舶職、第3条が一般職のそれぞれ旅費条例の一部改正で、出張の際の日当は特別職、船舶職、一般職すべて同額となります。なお、本条例に伴う削減効果として約311万円を見込んでおります。

以上でございますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回の改正そのものについては、余りにそう問題がない部分、いわゆる旅費の改定についてはね。

ただ、これを上程するに当たって内部の議論、いわゆる町当局には当然対応する機関と、交渉する相手としていわゆる職員組合があるはずなんです。ほで、これは身分にかかわる、いわゆ

る労働条件にかかわる部分ですからね、当然議論されたというふうに思うんですが、実際その議論を十分されたのかどうか何かいう点で疑念があるんです。

この議論は、次の33号とかなりリンクしてくる内容です。私の質問の視点は。ですから、どのように議論されたのかこの場でちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 職員組合とは、数回にわたって協議いたしまして、最終的にこういった形で議案として出すということの理解をいただいております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これは、私の聞いた範囲ですが、数回わたってというあれは聞いてないんです。実際私自身が。組合、対応と、対応と協議という場合ですが、数回にわたって協議されたということは聞いてないんですが、再度数回にわたってという格好でよろしいのかどうか。

ただ、提案されてから組合の返事ももらわんうちに上程という格好はなされちよるんじゃない、どうなのかという点でどういう結果なのか。ほいじゃあ、数回にわたって協議した結果、組合側はどういうふうに言うたのか、あわせて報告をお願いしときたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） お答えいたします。12月末に、部長を含めて、私も含めてであります。委員長等とも交渉を始めさせていただいております。それから後は、課長ということで私と委員長とも含めて3回交渉を行っております。

それから、最終の詰めということで、助役交渉ということで3回ないし4回は交渉いたしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に聞いておるのは、助役のところで協議したらその場で決めてくれということやったと、その場で、助役のとこと協議する場が上がっていったときに、もうその場で決めてくれえやという言い方されたということなんですよ。

十分な協議ちゅうことがあってないんじゃないか、その点で危惧をしちよるわけよ、助役協議ということに、例えば助役さんところ上がってきますよね対応が。そんときにどうなのかと、ルール上はどうなのかも不明確ですが、実際的にはきょう決めてくれやという言い方されたというふうに聞いとるが、その点についても聞いちょきたいと。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） その場で決めてくれという話はしておりません。いついつまでに返事をくれというお願いしております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 地域を分けとる理由と、こちらの医療職員と上記以外の者も宿泊については金額が違いますが、この理由は何ですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 今回、改正ということでございまして、今まで広島市は政令指定都市だという解釈をしておりました。当然、今でも政令指定都市でございますが、山口の山口市に行く距離と広島市に行く距離、広島市の方が近いわけでございます。

それが、政令指定都市だからといって日当が高いというのは余りにも不都合じゃないかということの観点から、このたびこの政令指定都市の中の広島市については除外をさせていただいたということであります。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） そういうことじゃなしに、東京都及び政令指定都市とその他の県外は金額が違うでしょ、こちらも宿泊の方も東京都及び政令指定都市とその他が、宿泊の金額が違うじゃないですか。この、なぜ政令、東京都及び政令都市泊まるのとその他のところへ泊まるのとは金額がこれだけ違うのかということですか。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） これは、もともとあった条例でございますが、もとはと言いますと、例えば政令指定都市等に行った場合には、ある程度広範囲にわたって移動しなければいけないというような経費も合わせて含まれているという解釈でございます。

ですから、通常の旅費プラス でいろんな形で動き回るといようなことも含まれておるといふ解釈で、こういうふうに金額的なものが違うというふうに理解しております。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 聞いたのね、この際もう改正するんであれば別に分ける必要はないんじゃないかなと思ったからね、別にどこへ泊まろうと、そんなに今政令指定都市の方が（発言する者あり）いやいやいや（発言する者あり）ちょっと、まあ黙っててください。

だから、そういうふうにしたから聞いたわけなんですけども、別に政令都市じゃろうがそうでなかろうが宿泊がそんなに今変わらないと、宿泊費などがですね思うんで、これは今後の課題としてお願いします。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 大変ありがたい御意見いただきましてありがとうございます。当然これを、政令指定都市と一般のところを統一しようということになりますと、当然組合との交渉がぶら下がっておりますので、それが十分理解いただけましたらまた上程をさせていただきたい

と思います。

議長（新山 玄雄君） もう3回過ぎておりますから、また。（発言する者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案ごとに討論ということになりますから、32号でも討論しときたいというふうに思います。

今回の改定について、中身については先ほどから説明がありましたように、旅費の見直して311万円という格好でやられておると。中身については、それほど問題の、この改定についてはね問題ある部分じゃないというふうに私は見ております。この程度は、今の時期に当然あらわれてくるというふうに見ております。

しかし、労働組合とどう協議してくかという点で、私は反対の立場から討論しちょきたいというふうに思います。私は、今まで一貫して、そこに働く皆さん方はどういう視点で仕事をすべきかという点で、いわゆる住民の目線で仕事をしなさい。もう1つは、いわゆる働く人の権利の保障それを執行部に求めるとともに、住民の御理解を得なさいという立場で求めてきました。

しかし、今回私が聞いた範囲内では十分な対応との協議をしたと言われる実態は私はつかまえておりません。調査していません。調査、ごめんなさい聞いておりません。実際的に、労働組合は無力感に襲われ、労働組合の方は逆に今の執行部に対してかなりの批判がある、これは実態であります。交渉団は、どなたが出られたかわかりません。しかし、実態としてかなり不満のある部分いうところを明らかにしちょきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第32号周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第26．議案第33号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、議案第33号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第33号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。

平成17年度の人事院勧告に伴う官民給与格差是正等は、昨年11月の町議会臨時会におきまして審議可決されましたが、今回の勧告のもう1つのポイントであります給与構造の抜本的改革に伴う行政職の給料表の改定等について、このほど関係条例の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正の要点を逐条によって御説明を申し上げます。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、これは本条例は第4条第2項は職員の昇給は規則で定める日、毎年1月1日にその者の勤務成績に応じて行い、第3項において、良好な成績で勤務した職員のその昇給の号級数を4号級とし、職務の級が新7級以上の者にあつては3号級とすることを標準とすることを定め、第4項では、55歳を超える職員の標準的昇給を2号級とするをいたしております。第5項では、職員の昇給はその属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができず、第6項で、昇給は予算の範囲内で行わなければならないと規定し、第7項で、その他昇給に関し必要な時候は規則で定めるといたしております。

第17条第4項では、期末手当の加算対象者を給料表の改正に伴い旧4級以上から新3級以上としております。

別表第1から第3までの給料表の改正は、国及び県に準拠いたしております。

第2条は、船舶職員の給料表の改正でございます。一般職と同様、国及び県に準じたものとなっております。

附則第1項は、施行期日を定めたもので、本年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は、職務の級の切りかえであります。本条例の施行日の前日、つまり3月31日に属していた職務の級を、4月1日に附則別表第1に掲げる新しい級に切りかえることを定めております。

附則第3項は、号級の切りかえであります。4月1日の新しい号級は、切りかえ日前日に受けていた号級や受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号級とすることを規定いたしております。

附則第4項から第7項までは、切りかえ日以前に職務の級における最高の号級を超える号級、

給料月額を受けていた職員や、職務の級を異にする異動等をした職員について、均衡上必要と認められる限度で調整することができる規定であります。

附則第8項は、切りかえに伴う経過措置であります。切りかえ後の給料月額が、切りかえ日前に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額の方がその差額を給料として支給することといたしております。

附則第9項及び第10項は、切りかえ日の前日から引き続き、あるいは切りかえ日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、均衡上必要と認められる限度で調整することができる規定でございます。

附則第11項は、一般職給与条例第13条の2に規定する管理職手当、また第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額について、附則第8号から第10号までに定める給料の額と給料月額との合計額とすることを規定をいたしております。

附則第12項は、本条例の施行に関し、必要なことは町長が別に定めるという委任事項であります。

附則第13項は、本条例の制定に伴う育児休業等に関する条例の一部改正であります。育児休業等に関する条例第6条第1項中の、育児休業からの復職の際の給料月額の調整を、期間を短縮する方法から号級を調整することとしたものであります。また、それに伴い第2項を削除するものであります。

以上で補足説明終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 今回、人事院勧告の実施に、人勸に伴うもう一つの側面という格好で今補足説明がありました。

そういう中で、一つは、今回7、8、9が5、6、7に移行するという、現行の7、8、9が新法、いわゆる新ベースの、新表のいわゆる5、6、7に移動するということが一つですね、基本的には。そうなると、7、8、9の中で当然刻み以上の部分が発生する可能性があるんじゃないかと。ほいで、条例上はそれ以上の金額を、現行の金額を保障するわけですから、実際的には刻みはあるわけなんです。

しかし、それを保障するちゅうことになると、実はいわゆる刻み外の部分が発生するわけです。基本的には刻み外、刻み外ちゅう概念を言うたらわかりにくいかわかりませんが、通常労働組合が言うときには、例えば7等級の61が最高刻みとします。それ以上の部分が発生した場合に、現行給与を保障する、また一般職で言えば、5、6、7のけて4で言えば、何ぼになりますか、

39万1,000円の列ですかね、ちょっと見にくいんですがそういう格好になる。

それ以上の刻みになったときに、なったときに、一方では刻み以上は保障しますと、現行しますということでやっていきますよね、ほじゃあその刻み以上になったときに、一応どういう、何等級の、今給与表にそういう打ち込みをしちよるかもわからんが、職員の皆さん方には何等級の何ぼという打ち込み方しちよるかどうかわからんのですよ、実際見てないから。

ほじゃが、そうすると刻み表はどうなるのかということがありますよね、新しい号級、それはあくまでどういう呼び名でいくんかちゅう矛盾点が出ますよね、それはどのように考えちよるのか。

ほじゃけ、7の一番上は、例えば仮に7の一番上ですから何ぼになりますかね、46万円なりますか、それ以上の刻みのところについてはどういう保障になるのか、あくまで現行は維持するわけですから。ほいで、一方では追いつくまではそこまでは保障すると、それを使うという発想がありますから、その点でちょっと再度確認しちよきたいというふうに思います。

それとあわせて、実態として、この実態以上、例えば1、2、3ではほとんどあらわれてこないというふうに考えております。しかし、運用上4等級以上については、6は出にくいかわかりませんが、ごめん、4と6と7は今言うた刻み以上のものが発生しやすいわけですよ。そういうとき、実際そういう場合はどういう運用をしようとするのか、再度、人数含めて聞いちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 基本的に、今回の人事院勧告につきましては枠外は、いわゆる枠以外は認めないという基本的なものがございます。

今回、周防大島町の場合は9等級までを7等級というような形での等級外になるわけでございますから、当面はその枠、枠の中と言いますか給料表の中のそれぞれのランクに収まってきておるとい状況にはあります。しかし、枠外、今現在の枠外と言いますか、独自に定めたものについては、その分は現給保障というような形で定めておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、仮に新等級でいけば5、6、7がそういう管理職部分になるかもわからん。

ほいで、実際的に1、2、3、4が管理職以外の職員ということ、これ一般職の部分だけね、こっち部分だけ、ということになると、実際的に発生する場合がありますよ。新しく、いわゆる新しく7等級の、例えば61に収まらん給与の人が発生するわけよね。そんなとき、昔やったら、昔やった、御無礼、9等級だったら9の何ぼで枠があったわけなんですよ。

しかし、今度は提案はその枠以上のものはつくりたくないわけですから、当然枠外の部分があるん

よね。ほたら、何と呼ぶのかちゅうところが、7等級の何という呼び方になるんか、それが既に決まっちゃうんかどうなのか、7等級の何という呼び名になるのか。ほじゃけ、給与体系だけ保障するという事はわかつちるんですが、呼称についてはどういう呼び方になるのかというのが一つです。

それと、今それぞれ等級ごとに職員の実数があると思います。等級表ごとに、課長の方をお願いしちゃうと思うんですが、等級表ごとに職員があるというふうに思います。その報告を合わせて報告していただきたい。

それともう一つ、もう一つ、例えば対応と協議いう場合に、対応というのは専門用語になりますが、労働組合と協議ということになると、どれだけやっぱり親切的な議論をするかというのが私は大前提だというふうに思います。

その点で、例えば提案からいわゆる妥結までは一定の期間があります。提案、対応に提案した日、そして妥結した日、決裂した日、これがあります。当然、交渉ですから。そのときに、どのような流れの中で、例えば具体的に協議をしてきたというのがわかれば報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 3点ほど御質問ございました。1点目について答弁申し上げます。

今、具体的に7の61という数字が出ましたね、残念ながら、周防大島町の職員7の61に該当するような高級な職員おりません。まだまだずっと下でございます。したがって、今想定いたしますと61までいく職員はおりません。

議長（新山 玄雄君） ほかの答弁。吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） それでは、広田議員お尋ねのありました新旧の人数の割合でございますが、1級は現在おりません。2級が20名、3級が51名、4級が40名、5級が54名、6級が122名、7級が27名、8級が16名、9級が12名。

新旧の表でございますが、これにつきましては1、1級が20名、3級が51、あつ2級が51、3級が94、4級が122、5級が27、6級が16、7級が12名というような状況になっております。

議長（新山 玄雄君） 交渉の経緯 組合との交渉の経緯 吉田総務課長。

総務課長（吉田 芳春君） 交渉でございますけれども、先ほど申し上げましたように12月末ですね、末、じゃけ部長と私、から給与担当職員、それから執行部の役員ですね、それと交渉いたしましていろいろこの、今のこの人事院勧告に伴うところのもの以外もあります。

その面も話し合いまして、その点御依頼がなかったものについてということで、についてはジムレベルということで、私を含めて行政の、人事行政班長とか給与担当者等も含めて交渉を進め

てまいりました。が、なかなか一致を見らないと、見られないというような状況でありました。

このたびは、50年ぶりの給与構造改革、抜本的な改正というようなことであります。特に、今までありましたら、人事院勧告というのであれば民間の給料に合わせて公務員の給料を、差額等が支給されるというような状況でありましたけども、このたびは条件としては厳しい条件になるということですので、組合としてもそれは容認できないというようなことは私もよく認識いたしておりますけども、やはり人事院勧告が示された以上はやはりこれに従うという方向しかないのではなからうか。

独自に、町独自で給料表をつくったりとかいろんな細かいものを決めるというわけにはいきませんので、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に従わなければまた18年度についても勧告が出ると思います。民間と比べて、今度は逆に民間の方より公務員の方が低いということになると、差額が支給されるということになってくれば、いいところだけは従おうと、都合が悪いときは従わないというわけにはいかないと思いますので、その辺は粘り強く交渉しまして、先ほど助役等の最終交渉においてほぼ合意したというふうに認識いたしております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 3回です。3回やったか。（「4回目」と呼ぶ者あり）ほうほうか、ええ。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、いわゆる先ほど言ったように労働組合との十分な協議がされたかどうか、誠実な対応がされたかどうか、当然交渉ごとですからいかに交渉しようと決裂というのは発生します。

しかし、その間にいわゆる中身として、どれだけ丁寧な議論がされたかというのを先ほどから議論しよるんです。その点で私は、今回人事院勧告実施に伴う部分という点では、対応との協議という点で私は非常に不十分ではなかったか、これが1点です。

それと、もう1点は答弁のあり方についてです。言われるように、具体的に7の61に当たる職員はおらないかもわからん、それは事実かもわからん、しかし実態的には今回給料表を見てそれ以上は客観的にはあるんですよ、そこをどう見るかという点です。

いかにそれが7の61にふさわしいかどうかは別にして、私が質問しとるのは客観的に7の61を超える金額部分、いわゆる給与体系はおられるんじゃないんか、そのときにどういう取り扱いするのか。

ですから、私はそこいくまで追いつくんだという表現をしました。そこ追いつくまで表現しました。ほじゃけ、私はその点では実際的には、仮に7の61におらなくてもそれが、それ以上のベースの人はそこいくまでは現給保障ですから、当然その位置に私はいくと。

じゃけえ、その点を私はちょっと明確にしちよきたいなという格好で質疑をした次第であります。実際的に、今回の短縮制度いわゆる統一するという言葉方をされても、非常にわかりにくい部分が議員からしたらいっぱいあるというのも実際的な流れなんです。ですから、できるだけ丁寧な答弁をしないと非常にわかりにくい内包しちよるといのが1点です。

それと、先ほどから聞いとると、公務員の給与は多い多い言われます。しかし、実態としては果たしてそうだろうか、長い蓄積の中で現在があるんですよ、長い蓄積の中で給与体系というのがあるんです。長い蓄積の中で、民間給与というのがあるんですよ、これ歴史なんですよ。

かつて、その時々低いときはあったわけですよ。しかし、客観的条件の中でそれを維持する戦いといわゆる協議がある中で今の体系ができちよる、今時点で立ってというはって、考え方に立てば、結局は下げるしかないちゅう発想になります。

私たちは、公務員賃金のあり方としては果たしてどうなのかということになれば、対立する場合に、例えば民間が低いのかもわからん客観性があるんですよ。そして、公務員が民間より多い、そら客観性だけなんですよ。本来的な賃金の考え方からしたら、どちらが高いか低いかちゅうのは見える範囲だけのことです。それだけで給与体系は私は議論できないというふうに考えております。

それともう1点は、ゆゆしき問題としては、当面人事院勧告等実施されると不足になるんですか、5カ年ですか、いうことになれば、人事院勧告の指摘からすれば5カ年保障するということになるが、じゃあその5カ年後はどうなるのかという点もかなり協議をし、今の段階で協議をしちよかにやいけん問題です。私は、それらを含めて実際的に十分な議論を求めておきたいというふうに思います。

また、今いろんな今から予算議論ありますが、実態として私は仮に、先ほどから出てるように減額減額ということになれば、より厳しく精査していかにかいけん、例えば今から先はいろんな運用上の弊害が出てくる可能性があるという点も指摘して終わります。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第33号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27・議案第34号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、議案第34号周防大島町町税条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第34号周防大島町町税条例の一部改正につきまして細説明を申し上げます。

本案は、現在個人の町県民税と固定資産税で交付をいたしております全納報奨金制度の廃止について提案をするものでございます。

廃止の主な理由につきましては、この制度は戦後の混乱した社会情勢の中で、納税意識の高揚と税収入の早期確保等を目的に創設された制度であります。これを廃止することにより、この目的が大きく損なわれることはないと考えられること、また本町の厳しい財政状況の中で総額で多額に上る全納報奨金交付することが困難な状況にあるためであります。自主財源の有効活用を図るための行財政改革の一環として廃止するものでございます。

周防大島町税条例の一部を改正する条例を、次のように改正したいと考えております。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきます。参考資料によりまして、参考資料が別冊になっておりますので御説明をさせていただきたいと思っております。

議案第34号の周防大島町町税条例の新旧対照表というのがあると思っておりますが、今回廃止いたします全納報奨金制度の概要説明にもなると思っておりますが、第42条個人の町民税の納期前の納付につきましては、地方税法第321条の規定を受けまして、個人の市町村民税の納期前の納付について規定をしたものでございます。

通常、期限は債務者の利益のために定められたものと推定され、期限の利益はそのために相手方の利益を害しない限りこれを放棄できるものとされていますが、個人の住民税と固定資産税についてもこの考え方にに基づき、期限の利益を放棄することができることとし、納税者は納期の到来した税金を納付する前にまだ到来していない納期に係る税金を合わせて納付することができ、納期前納付とされた税金については報奨金を交付することができるかとされているものであります。

報奨金が交付されるのは、次の3つの要件のいずれにも該当する場合に限られます。1、普通

徴収の方法によって徴収される個人の市町村民税であること、2、到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金と、合わせてその納期後の納期に係る税金を納付したこと、3番目に、納税者に未納の地方公共団体の徴収金がないこと等が上げられます。

地方税法では、報奨金の額は納期前に納付された税額の100分の1に、納期前に係る月数を乗じて得た額を限度とすることとされております。周防大島町については、この割合が現在100分の0.5とされております。

第70条でございますが、固定資産税の納期前の納付につきましても、第40条の町県民税の場合と全く同様の取り扱いとなっております。

なお、附則においてこの条例は平成18年4月1日から施行するとしております。

先ほど、廃止する理由につきまして少し述べさせていただきましたが、ここで詳細に御説明をさせていただきますと思います。

個人の住民税及び固定資産税の全納報奨金制度は、昭和25年にシャープ勧告に基づき創設された制度でありまして、その目的は戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済情勢のもとで、市町村財政の効果的運用を図るための税収入の早期確保と、納税者の納税意欲の向上及び滞納の防止等を考慮して導入された制度でございます。

このような経緯、目的で創設された制度であります。近年では生活水準も大きく向上し、納税の口座振替制度も普及しており、全納報奨金制度のない町税と比較しても、これを廃止することにより納税意欲に悪影響を及ぼす等当初の目的が大きく損なわれることはないと考えられます。

また、資金に余裕のある方が恩恵を受けるということ、特別徴収の方法による個人の町県民税については本制度の適用がないという不公平感や、近年の低金利時代に合わない制度であるということが言われており、さらには国においても2010年代当初の基礎的財政収支の黒字化の達成という大目標が掲げられておる中、周防大島町におきましても市町村合併による行財政の効率化を初めとして、この時代の大潮流に呼応するため集中会計プランを作成し、聖域を設けず各種団体への補助金の縮減廃止等、歳入歳出の両面からみなおしを図りつつあるところであります。

税金を初めとする、公共料金の徴収経費の削減、効率化も大きな目標の一つであります。さらに、地方分権の推進の中で自助努力、自己責任の考え方が必要になってきており、今後も税源委譲やさらなる地方交付税の縮減等が見込まれる中で全国的にも制度の廃止が進みつつあり、山口県東部の近隣14市町村の中でも周防大島町を除くと3市町のみ制度が実施されておるという状況になっております。

このような状況の中で、この制度の廃止が不合理で納得しがたいものではないと考えられますので、平成18年度分からの個人の町県民税、固定資産税について全納報奨金制度の廃止を提案するものでございます。

なお、今後も税務課におきましても公平、公正、簡素、円滑な税務行政をモットーに法令順守、説明責任を全うしつつ、適正な課税と徴収率向上に努めてまいりたいと考えておりますので、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いをいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、この案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することになっておりますのでよろしく願いします。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） この全納報奨金制度については、合併時点で議論されて、実際実態的でないいわゆる町もあったし、あった町もあったわけですよ。

しかし、いろんな法定協の議論の中で、少なくともサービスは高く負担は低くという形の中で私は出発後の周防大島町においては全納報奨金制度は置こうという議論に達したと、間違うちよったら言ってください。いうふうに私は理解しております。その時点と今の状況はどのように変わっておるのか、その点をまず聞きたい。

いわゆる、そういう議論のもとでやっていった中身として、今の状況、例えば午前中から言われたことは地方交付税等が減らされたちゅうのを盛んに言いよったですよ。しかし、町民生活の状況は逆に厳しくなっちゃるんですよ、町民生活の状況、この1年、半年間で。ずんずんずんずん厳しゅうなっちゃる。

そういうときに、少しでもこの制度を維持しちよった方が、いわゆる負担は低くという側面からすればよりよい制度じゃないかというふうに考えておりますが、今と実態のその後ということで、法定協議論の時期と今の時期にどういうふうに変ったのかという点を聞いておきたいというふうに思います。

また、あわせて、この制度を利用されている世帯、実態としてどういうふうな状況なのか報告を求めておきたいと。世帯数でいいです。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） お答えいたします。合併協におきましては、旧4町におきましては全納報奨金制度はまったく同一でございました。これを継続するというので、17年度は実施をいたしております。

先ほども説明の中で申し上げましたように、集中改革プランを作成し、聖域を設けず歳入歳出の見直しを図りつつあるところでございます。税務課におきましても、各種の団体への補助金も削減をされております。財政を有効に活用するという状況に立ち至っておるということで、このような提案をさせていただいております。

2点目の、世帯数でございますけれども、支出の実績でございますが、16年度につきましては全納報奨金制度が約9,122万円、17年度につきましては893万1,000円が総額でござ

ざいます。

この利用割合でございますが、これは町県民税の普通徴収におきましては16年度においては32.45%、1人平均1,086円、固定資産税につきましては、77.67%で674円、17年度におきましては、利用割合は町民税が43.05%、1人当たりが763円、固定資産税におきましては、77.54%で666円となっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） これ委託ですから、総務の方へ委託と、付託ということですからあれですが、実際的には今報告受けた中では、一部の人ばかりじゃなしに予想以上にかなり利用されちよる実態が報告されました。その点だけは、先ほど一部の、パーセントからいってかなり大きいわけでしょう実際的に、報告したら、一部という言い方じゃないという点を指摘しちよきたいと。

それともう1点は、やっぱりかなり厳しくなっているという実態はやっぱりつかんどかんと、今まであった制度、先ほどから戦後の混乱期から出発した、経過についてはね、助役の方からありました。しかし、これだけ実際的に厳しい財政状況になると、それだけでもどうにかしたいというのが町民実態だという点だけは指摘しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁よろしいですね。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28・議案第35号

議長（新山 玄雄君） 日程第28、議案第35号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第35号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険事業特別会計の健全で円滑な運営上、受益と負担の適正化を図るため低

所得者層の負担を十分に配慮しつつ、収入と支出のバランスのとれた持続可能な国民健康保険特別会計事業の健全な運営の確保を図るといった基本的な考え方のもとに、国民健康保険税の税率の改正をお願いするものでございます。

平成18年度課税分からの国民健康保険税の税率改正のために、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について御提案を申し上げます。

本案の提出に当たりまして、去る2月9日に開催されました平成17年度第2回周防大島町国民健康保険運営協議会に税率改正の諮問を行いましたところ、周防大島町国民健康保険特別会計が健全な運営を保つよう期待をしてとの附帯意見を付した上で、賛成の旨の答申をいただいておりますことをまず御報告をさせていただきます。

諮問の税率等につきましては、現行と改正案の一覧表を参考資料として添付をさせていただきます。

新町での国保税の税率につきましては、合併協議会での調整時には課税トータルで最も低い東和町の税率を基本に調整をし、新町において現行の税率で平成17年度の国保税を課税いたしたところでございます。

そのときの説明では、新町において何年か実施した後に暫時国保運営協議会が設置されてくることになるとお思いますので、国保事業の財政健全化の面から、医療費に見合った適正税率を検討していくことになりましてという説明をさせていただいているところでございます。

近年の、国保財政の危機的な状況は本町に限ったものではなく、全国的に大変厳しい状況になっておりますが、このたびの当初予算案、予算編成におきましては、約2億円の財源不足が生じたところであり、緊急措置といたしまして平成18年度に限って一般会計から3,500万円を繰り入れた上で、断腸の思いではありますが新年度からの税率の改正もやむなしとの苦渋の決断をいたし、当初予算を編成いたしたところであります。

また、参考までに17年度の決算の見込みでございますが、17年度決算でも現在のところ約2億円の歳入不足が予想されておりますが、17年度につきましては、前年度からの繰越金と国保基金1億円を、先ほどの補正予算でも説明申し上げましたが、国保基金1億円のすべてを取り崩すということで何とか収支を保とうという見込みでございます。

これらの主な原因につきましては、歳入面につきましては、合併に伴う税率の軽減、約3,500万円でございますが、その分につきましては、先ほど申し上げましたように一般会計からの繰り入れを予定をいたしておりますが、この軽減及び保険者間の税負担の平準化に資するために算定されている財政安定化支援事業の減額、歳出面につきましては、老人医療対象年齢を70歳から75歳に引き上げるため、年間約400人ずつ国保会計の方にふえているという前期高齢者が約1,400人分の医療費の増加と、制度上の非常に大きな要因があります。

その他に、長期にわたる経済状況の低迷による低所得者層等の増大による国保税の課税総額の減少や、国民皆保険体制下の地域保険としての市町村国民健康保険の構造的な問題が要因として考えられるところであります。

税率の改正につきましては、医療保険課からの試算によりまして、税務課サイドの調定額で試算をいたしましたところ、収納率を勘案した現年課税分の調定額ベースで、対17年度比1億8,200万円増の8億6,814万円となり、具体的な税率につきましては、参考資料にありますような税率の設定が必要となっておりまして、

なお、具体的な税率の調整にあたりましては、17年度の課税データをもとにいたしまして、山口県国保連合会の財政診断システムによりまして、応能応益割合と介護納付金額の確保を考慮しつつ試算を重ね、最適税率として改正案のとおり調整をいたしているところでございます。

既に、新町が発足して2年目を向かえ、現在本町の国民健康保険への加入率は世帯数で72.31%、被保険者数で61.33%と高率になっております。今まで、国保事業を安定的に運営していくため、国保税や国県の交付金、負担金のもとより、基金の取り崩しや一般会計からの繰入金などで財源を確保し、保険事業担当課においては、さまざまな健康増進事業を実施しながら国保事業の健全な運営に努めてきたところであります。

今後も、国保事業の運営に当たっては、国保税の適正課税や徴収率の向上に努めることはもちろんであります。レセプトの点検等による医療費の適正化、また医療費の増大を抑制するために町民の健康づくり、健康な老人づくり、介護予防を推進し、町公営企業局との連携をいっそう密にして、適正な医療体制の確立に努めなければならないと考えているところであります。

次に、国民健康保険税の課税について、基本的な概要を少し説明させていただきたいと思いますが、御承知のように、国民健康保険税の納税義務者は国民健康保険の被保険者である世帯主とされており、いわゆる世帯課税主義をとっておるところであります。

このように、世帯課税主義をとっているのは高齢者、幼児等は例え所得がなくても当然被保険者として保険給付を受け、応益原則に基づいて均等割額の算定基礎となっており、保険給付という受益の内容から見て、結局は世帯全員の経済効果となってあらわれること、また世帯主の立場、責任というようなことから、主たる所得者である世帯主を納税義務者として国保税の負担を求めるとされております。

国保税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額と、当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額の合算額で算定をいたしております。

また、標準的な基礎課税総額の構成割合は、応能原則に基づく所得割総額及び資産割総額と、

応益原則に基づく被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額により構成されておりますが、一般に租税は担税力に応じて課することが望ましいということは言うまでもありませんが、国保税においては、国民健康保険が被保険者の疾病あるいは負傷等という偶発的に発生する事故について、保険技術を応用して救済することを目的とした事業でありますことから、その課税に当たっては応益原則が取り入れられたものであります。

この応益の両負担部分を具体的に実現するため、所得割、資産割、均等割、平等割の4つをいろいろと組み合わせる組み合わせで3つの組み合わせの方式があります。市町村の実情に応じて、この選択が認められているところでございますが、周防大島町においては、旧4町でも採用しておりましたのと同様に、固定資産の所有者が一般性を持ち、また世帯意識の強い農村部に適した課税方式であるとされている所得割、資産割、均等割、平等割の4つのすべてで課税する方式を採用しているところでございます。

それでは、改正条文の説明に入ります。23ページの資料でございますが、新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

第3条の、国民健康保険の被保険者にかかる所得割額につきましては、国保税の課税額のうち基準課税額に係る所得割額を算定する場合の基準額、課税標準に相当する金額でございますが、これ及び案分率、税率に相当する率でございますが、これを規定するものでございます。現在、基礎控除後の総所得金額に100分の6.5を乗じて算定するとある物を、100分の7.9に改正しようとするものでございます。

第4条では、国民健康保険の被保険者に係る資産割でございますが、国保税の課税額のうち基礎課税額に係る資産割額の算定の基準となる額及び案分率を規定したものでござりまして、現行の基礎控除後の総所得金額等に100分の23を乗じて算定するとあるものを、100分の38に改正するものでございます。

第5条の、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割でございますが、現行被保険者均等割額は被保険者1人について1万7,400円とあるものを2万1,800円に改正しようとするものでございます。

第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯割、平等割額でございますが、現行世帯割、平等割額は、1世帯について1万8,300円とあるものを2万2,000円に改正しようとするものでございます。

第6条は、介護納付金課税、被保険者に係る所得割額でございますが、原稿所得割額は介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.9を乗じて算定するものを100分の1.6に改正するものでございます。

第7条の、介護納付金課税被保険者にかかる資産割額でございますが、これは100分の

10 を乗じてという部分につきましては変更がありませんので、改正はございません。

第7条の2でございますが、介護納付金の課税被保険者に係る被保険者の均等割でございますが、被保険者1人ついて5,500円とあるものを6,000円に改正するものでございます。

第7条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯割、世帯別平等割額でございますが、5,500円とあるものを6,200円に改正しようとするものでございます。

次に、第13条の国民健康保険の減額につきましては、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合における減額について規定したものでございます。

この減額制度の概要につきましては、国保税については、従来からその負担が一般に重く、特に低所得者の負担が極めて重いものとなっているとの考えもありまして、国保税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の総所得金額等の合計所得金額が一定以下の場合においては、当該納税義務者に課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を地方税法施行令の定める基準に従いまして、市町村の条例に定めて減額をすることといたしておりますが、減額する額として条例で定める金額は前年度及び当該年度における応益割額の100分の45以上から100分の55未満の市町村は最も納税義務者に有利な10分の7、10分の5、10分の2の割合を乗じて得た額を採用することができます。

周防大島町の応益割合が、この範囲で収まるように税率を定めておりますので、いわゆる7割、5割、2割の減額が可能となっております。これは、低所得者世帯の負担を軽減するためには、これらの世帯が一般に応能部分である所得割額及び資産割額の負担は極めて小額であるから、所得の高低にかかわらず人数によって課される被保険者等均等割及び世帯別平等割額について軽減を行うというものになっております。

なお、これらの軽減を受けるためには、世帯内に無申告者が一人でもいる場合は該当になりませんので、機会あるごとに広報をいたしまして全員の申告をお願いしてるところであります。

また、2割軽減につきましては、本人の申請が必須となっているところでございます。また、この減額の制度は国保税の減免とはその性質、性格を異にするものであり、かつ該当の減額に伴う国保税の徴収額を補てんするため別途国民健康保険法の規定するところによりまして、国や県から負担金等が交付されるものとなっております。

新旧対照表の第13条に戻りますが、減額する額の判定は(1)、(2)、(3)でそれぞれ7割、5割、2割の軽減割合となっております。その、新旧対照で見ていただいたらわかると思いますが、軽減額が段階的に出ておりますので、7割、5割、2割軽減の率も当然変わってくるということになっております。

なお、附則におきまして、この条例は平成18年4月1日から施行するとし、摘要区分につきましては、改正後の周防大島町国民健康保険税条例の規定は平成18年度以後の年度分の国民健

康保険税について摘要し、平成17年度分までの国民健康保険税につきましてはなお従前の例によるといたしております。

以上で補足説明終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、この案件については民生常任委員会に付託することにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。質疑はありませんか。小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 現行と改正案の部分で、所得割、資産割、均等割とあります。所得割、均等割りが、比較的改正案の割合が低いのに対して、資産割が約70%近くとあがっている根拠を説明してください。

議長（新山 玄雄君） どなたがします、答弁は。橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 資産割の税率につきましては、17年度の課税は総トータルで定額となる東和町の課税を例にして課税したところでございますが、合併協議におきまして（発言する者あり）橘町の税率が資産割が大変低くございましたので、23%の税率に新町はいたしております。

旧町の税率を、ここで参考までに申し上げますと、久賀町におきましては医療分、介護分合計したものでございますが50%、大島町においては48%、東和町においては47%、橘町においては20%ということございましたので、こういう結果になっております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 財源がないということで引き上げるというのは仕方ないと思うんですが、そもそも保険という解釈からいきますと相互扶助というのが基本になります。

そういった中で、累進課税的な所得割に頼る部分もあろうかと思いますが、資産割については実質の所得とは関係ない部分がかかりあろうかと思います。親の財産を引き継いだる資産に対して、その資産割のあれが高くなるというのは、その所得割の感覚と均等割の感覚両方とも外れると思うんですね。

基本的には、資産割というのは必要ないように考えられるわけですが、この資産割を主に高く取り上げたのが旧町時代の傾向であったからということですが、その保険の本来の意味という部分での審議がされたかどうかをお聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 税金につきましては、基本的に担税力に応じた課税をするということになっております。先ほども、助役の説明でございましたように、世帯意識の強い農村部にお

いて、また資産の所有が一般的なものであるという基本の考え方がございます。

そのようなことで、周防大島町、旧4町におきましても4方式ということで課税をいたしております。近隣市町村におきましても、ほぼこの方式によって課税をいたしておるところでございます。3方式と申しますのは、資産割がないわけでございますけれども、これは近隣で言えば柳井市、田布施町、和木町、14市のうちの3町ということでございます。

それで 以上でございます。

議長（新山 玄雄君） はい、いいですか。ほかに質疑はあり 小田議員。

議員（23番 小田 貞利君） 今、今の答えですね、資産割を検討、相互扶助と、保険の本来の目的は相互扶助という感覚で審査、審議をしたかどうかというのをさっき質問しちょっとのがその答えがありませんね。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 資産割、所得割、均等割、平等割でございますけれども、応能割合ということで資産割、所得割の区分がございます。所得割は、所得に対する課税でございます。資産は、資産を持っていると、所有しているということに担税力を見出した課税でございます。

それと、均等割、平等割ということでございますので、一見よく御質問にあるのでございますけれども、所得と一緒に二重に掛かっておるんじゃないかというような御質問ございますけれども、基本的な考え方といたしましては所得が多いことに担税力を見出す、資産をたくさん持った、固定資産税ですけども、持っておるということに担税力を見出しての基本的な課税の仕方がある、をしておるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今いろんな議論がありましたが、国保の制度そのものは相互扶助やないんですよ、基本的には憲法で保障された、基本的には憲法で保障されたいいわゆる安全、安心の暮らしをつくる、その制度の1つの中に国民健康保険制度があるという私は認識で質疑をします。

今回、合併後かなりの引き上げになつとる。まず一つは、1人当たり、1人当たり一体幾らになるのか、それでまた、世帯当たり一体幾らになるのか、この点ではやっぱり所得割が1.3上がりですね、実際的に均等割、平等割が上がってくると、1世帯当たりも1人当たりもかなりの金額にならざるを得ない。

例えば、今まで聞いちょるんが、例えば今回のこれだけ値上げをしたら1億6,000万円を超える値上げになるんじゃないかちゅ話もあります。そうすると、実際的に1人当たり、世帯当りはどのように見とるのか、この点を聞いときたいいうふうに思います。

もう1点は、先ほどるる助役の方から補足説明の中で、法定協の中の議論も言われました。い

わゆる早い時期に諮問機関をつくって、その中で制度の安定的な位置のためにそういう議論をしてくんだちゅう言い方をしました。

しかし、法定協のときの議論は少なくとも合併時点で最低限この程度は保障しようじゃないか、今の中でいう格好で私は議論されたと思う。わずか1年数カ月で、それを大幅引き上げるちゅう論点は私はちょっと異常じゃないか。

それは、そのほかの部分、負担のカットやら一般会計では出てきますよ。じゃあ、今回のこの引き上げは、もう我慢の範囲を超えた住民の負担増の部分だというふうに考えております。ですから、根拠として法定協で議論した段階と、今1年半たった段階でどうこの制度がほいじゃあ移行したのか、問題点がどう起こったのかという点が1つ。

それともう1点は、国保審議会に提出された資料、例えば医療費推定がベースになつてと思えます。何年間分の医療費ベースがあると思うんです。それ何年分を出されたのか、医療費ベース。そして、昨年からことしに向けて予算を編成するときはどうだった。

もう一つは、出された部分が先ほど補足説明では私は十分じゃなかったと思いますが、例えば国庫負担金のうちのいわゆる特徴やら、いわゆる一般医療にかかわる国の負担分やら一般の幫助分、その伸びはどうかという点を審議会の中でどのように示されたのか、その辺が本来なら補足説明の中で出てきてもおかしくないというふうに考えております。

そういう中で、今回値上げ提案を至るに至った、もう少し医療費ベースでどのぐらい、ほいでそれに追いつくべく、国のベース、県ベースあると思うんですよ。あわせて、介護保険も含めて、介護部分も含めて1人当たり、世帯当たり合わせながらその医療費増、介護保険料、いわゆる介護負担増の部分について報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 議員さんおっしゃりますように、確かに平均的に25%から6%の税率のアップなんでございますけれども、1世帯当たりにつきましては、17年度におきましては8万5,952円、この18年度の案を実施いたしますと10万8,762円ということになってまいります。1被保険者当たり、17年度は5万427円、18年度は6万3,810円という数字が上がってきております。

それから、制度の安定的な運営をとということで（発言する者あり）今回の改正をお願いしておりますけれども、税務課といたしましては医療保険課のアップの要求額と申しますか、これほど不足が出るのでこの不足を補うためにはどうしたらいいかということで税率、最適の税率を試算をいろいろな条件のもとにしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 答弁、法定協の。それはだれがしますかね。医療費の、医療費とそして法定協の。（発言する者あり）馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 国保運営協議会へ提出しました資料ですが、医療費ベースにつきましては、平成17年度をベースに国の補助ベースと医療費ベースを参考に、18年度を算定して提出をして審議をいただいたところです。

ですから、19年度、20年度とかそこまで見込んでのレベルではありません。1年間でもう不足しているということでございます。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 合併協のときのその議論はどうだったのかということでございます。

合併協の議論につきましては、4町のその国税の税率については4税方式であったんですが、資産割も、特に資産割が大きかったんですが、倍以上の資産割の率が違っていました。

要するに、資産割を低くすれば所得割を大きくするという形であるわけでございますので、トータルではどこも必要な額を確保するという税率ではあったと思いますが、それを4町の税率を均一に合わすということは非常に難しかったわけございまして、先ほど小田議員さんからの質問にありましたように、その資産割だけがちょっと上がっちゃうんじゃないかというのは旧4町のがばらばらであったということで、今回そこに橘以外の旧3町の形にだんだん合ってきておるということで資産割ができております。

それと、全体的にはこの税率の一番低かったのは東和町でございまして、東和町の形にできるだけ近づけるという形で税率を新しく制定いたしました。そういたしますと、4町の旧町がそれぞれ持っておった税率で試算した金額よりも約3,500万円ほど税額は落ちてまいりました。それは、16年の合併時の試算ですから15年の決算からのことでございますが、3,500万円落ちてまいりました。

ただし、これは15年の決算から推定したものでありまして、16年の決算では、16年はその旧町の税率でしたが、17年度はその3,500万円少なくなるという形だったんですが、先ほど説明しましたように実は医療費の伸びの方が大きかった、または前期高齢者の問題とかがありまして、結果的には17年度だけでもう既に2億円のマイナスが出てしまったということでございます。

そういうことございますので、合併協のときに法定協で議論しました3,500万円はぜひとも確保しなければならないということで、18年度予算の中には一般会計から任意の繰り入れといたしまして3,500万円を確保いたしておるところでございます。

議長（新山 玄雄君） 質疑の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 一つは、所管委員会なので、やっぱり国保審議会等で協議され

た資料については委員会提出を求めておきたいというふうに思います。これが1点です。そこで審議をします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第29・議案第36号

議長（新山 玄雄君） 日程第29、議案第36号周防大島町訪問介護看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第36号周防大島町訪問介護看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険法の改正によりまして別表の第7条関係、利用料の部、介護保険法による訪問看護サービスの項、利用料の額の欄中居宅支援サービス費を介護予防サービス費に改めるというものでございます。

附則は、施行期日を定める規定でございますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今回介護保険による字句の変更という補足説明なんですよ。ほいで、字句の変更にとどまるんかどうなのか、それやっぱり明確にしちよかんにゃいけんわけですよ、中身、要は中身、中身の問題なんですよ。中身がどう変わるのか今までと、字句だけなのか、その辺について説明を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） これまで、要支援と認定された方のサービスが居宅支援サービス費ということになります。このたびの改正によりまして、要支援と認定された方のサービスは介護予防サービスというふうに変えられたところですので、内容は変わっておりません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先ほどから議論がありますように、この条文自体は実際的に本当に条文だけで変わるのかどうかということなのですが、実は介護保険の制度そのもの、内容が大きく変質しちよるという点は明らかに、この中で明らかにしちよきたいというふうに思います。

実は、こうした用語の変更の陰で何があったのかということになると、いわゆる居住費負担、居住費負担が発生しております。それと、いわゆる食費部分、これが発生しております。こういう中で、全体の中で今回、先ほど議論したような負担増部分があります。

それで、実際的には今回この字句だけにわたしは消化できない部分があるというふうに、今回の一連の改正がこの部分はあるんだということを明確にしちよきたいと思います。

先ほどから、国保は上がる、これは上がるこれは上がるちゅう、介護保険税の方は上がるとかいう議論がありましたが、制度そのものの中に大幅アップが含まれておるんだと、去年の改正によるとですね。その辺を明らかにするために討論しちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第36号周防大島町訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30・議案第37号

議長（新山 玄雄君） 日程第30、議案第37号周防大島町介護保険条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第37号周防大島町介護保険条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者保険料の保険料率等の改正のために、周防大島町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

今般の改正は、今後3年間のサービス費用見込み及び保険料第2段階の細分化、課税層の多段階化、税制改正に伴う激変緩和措置等の保険料に関して、介護保険法が改正されたことに伴いまして条例改正が必要になったものでございます。

介護保険制度では、介護給付に必要な費用はサービス利用時の利用者負担を除いて50%が国、県、町の公費で賄われます。公費負担を除く残り50%の費用は、第1号被保険者と第2号被保険者が保険料で負担することとなります。

第1号被保険者保険料については、介護保険法第117条の定めによりまして3年間を期限とした介護保険事業計画に定めるサービス費用見込み額等に基づきまして、財政の均衡を保つことができるよう設定することとなっております。

算定に当たっては、所得分布状況を踏まえ、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の定額の保険料を採用しております。具体的には、市町村民税本人非課税者の場合を基準額とし、本人課税者は基準額より高い額を、世帯非課税者は軽減された額を負担するということとなっております。

平成17年度におきまして、平成18年度から20年度までの計画期間とする第3期介護保険事業計画を策定し、サービス費用見込み額等に基づき保険料を算定した結果、現行の月額基準保険料3,180円を3,400円に増額しなければならないという状況になっております。

病院といたしましては、保険給付費の伸びや法改正により新たに地域支援事業費が保険財政での対応となったこと、及び第1号被保険者保険料の負担割合の増加が上げられます。なお、所得の低い方の負担を抑えるために、現行の保険料第2段階の細分化を行い、現行の保険料5段階設定を6段階にすることといたします。

また、17年度の地方税法改正で高齢者非課税措置が廃止されたことに伴いまして、保険料段階が上がる方に対して、平成20年度において本来の保険料となるよう、段階的に引き上げる激変緩和措置を講じることといたしております。

それでは、改正条文について御説明申し上げますので、参考資料の69ページをお願いいたします。

議案第37号の新旧対照をごらんになっていただきたいと思います。第4条は、保険料率について規定したものでございまして、現行の平成15年度から17年度までとあるものを平成18年から20年度までに改正するものでございます。

1号から6号までの各号でのそれぞれの所得段階に応じた保険料率を定めております。

第1号は、市町村民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者等について定めたも

ので、現行の1万9,080円を2万400円に改正するものでございます。これは、基準額に0.5を乗じたものでございます。

現行の2号の対象者は、市町村民税世帯非課税者でございますが、改正案ではこれを第2号と第3号の2つに分けることといたしております。第2号は、市町村民税世帯非課税者のうち課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円以下の方を対象として新たに段階を設定したものであります。現行の2万8,620円を2万4,480円に改正するもので、基準額に対する割合は現行の0.7から0.6に引き下げることとなります。

第3号は、市町村民税世帯非課税者で、改正案の第2号に該当する以外の方が対照となります。新旧対照表では、現行の第2号と比較していただきたいと思っております。現行の2万8,620円を3万600円に改正するもので、基準に対する割合は0.75でございます。

第4号は、市町村民税本人非課税について定めたものです。新旧対照表は、現行の第3号と比較していただきたいと思っております。現行の3万8,160円を4万800円に改正するもので、この額が基準額となります。

第5号は、市町村民税本人課税者で、合計所得が200万円未満の方について定めたものです。新旧対表は、現行の第4号と比較をしていただくこととなりますが、現行の4万7,700円を5万1,000円に改正するものでございます。基準額に対する割合は1.25でございます。

第6号は、市町村民税本人課税者で、合計所得が200万円以上の方について定めたもので、新旧対照表は現行の第4号と比較をしていただきたいと思っております。現行の5万7,240円を6万1,200円に改正するもので、基準額に対する割合は1.5でございます。

第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の扱いについてその規定をしたものでございます。

新旧対表をごらんいただきたいと思っておりますが、第3項は、生活保護受給者等についての規定であります。現行の、または第4号口を第4号口、または第5号口に、第4号までを第5号までに改正するものでございます。これは、保険料設定段階が現行の5段階から6段階になることに伴う各段階の該当者について、条文を法改正に基づき整理するものでございます。

第9条は、延滞金について規定したものでございます。現行で、納期ごとの延滞金額に対して延滞金を加算するといっていたものを、当該金額が2,000円以上の場合に対して延滞金を加算することに改正し、地方税法との整合性を図るものでございます。

また、延滞金額が100円未満の端数は切り捨てることとしたものを、1,000円未満の端数を切り捨てるというふうに改正するものでございます。

第15条は、被保険者証の提出求められて、これに応じないものに対する過料について規定したものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成18年4月1日から施行するとし、改正後の周防大島町介護保険条例第4条の規定は平成18年度分の保険料から摘要し、平成17年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によることといたしております。

附則、第3項、第4項は、平成18年度及び19年度における介護保険料の特例について定めるものでございます。

平成17年度の地方税法の改正で、老年者非課税措置が廃止されたことにより、保険料段階が上がる方が出てまいります。こうした方に対する特例といたしまして、第4条の規定にかかわらず平成20年度において本来の保険料となるよう段階的に引き上げる特例措置を講じるものでございます。

平成18年度の保険料率を第3項で、平成19年度の保険料率を第4項で定めておりますが、条文に沿って年度ごとに説明するよりも、第3項の第1号から第7号までのそれぞれの該当者ごとに平成18年度と平成19年度の保険料率を一連でお示しをいたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。なお、この案件についても民生常任委員会に付託することにいたしておりますので、よろしく申し上げます。質疑はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、委員会の方に提出を求めておきたいんですが、今まで5段階が6段階変わりますとそういう中で、2段階が現行の2と3に区分されると、その中で6段階ができると。

そうすると、いわゆる旧2の中で分かれて若干減額分が出るかもわからん、それで、実際的には他のランクについては、1はちょっと今想定してないんですが、4、5、6についてはかなり上がるということになる可能性があります。4、5、6。

それで、実際的にそれぞれ出された思うんですよ、それぞれの対象者、対象人数て言いますが、実際的にそういう状況を委員会に提出を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですね。

議員（16番 広田 清晴君） はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、本案件については所轄の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第31・議案第38号

議長（新山 玄雄君） 日程第31、議案第38号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第38号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

沖浦西及び和田地区の農業集落排水処理施設を、近く供用開始をしたいと思っております。第3条で処理施設の名称及び位置を、別表1で処理区域の追加をお願いするものでございます。

なお、別表1の処理区域の表示が旧町ごとで違っておりましたので、これを大字で統一しようとするものでございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第38号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32・議案第39号

議長（新山 玄雄君） 日程第32、議案第39号竜崎温泉「潮風の湯」設置及び管理条例の一

部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 竜崎温泉「潮風の湯」設置及び管理条例、済いません議案第39号でございます。条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、現在竜崎温泉「潮風の湯」の新增築工事を進めておりますが、浴場施設にあわせて、温泉を活用いたしました水中運動のできる温水浴プールを建設をいたしております。3月末に新館が完成いたしますので、プールの使用料につきまして定めるものでございます。

逐条に御説明を申し上げます。竜崎温泉「潮風の湯」の施設が、浴場施設とプール施設の2施設となることから、第3条の次に1条を加え、第3条の2として、第1項第1号を浴場施設、第2号をプール施設とするものでございます。第4条は、読みかえ規定でございます。第8条は、プール施設の使用料を定める規定で、別表第3、竜崎温泉「潮風の湯」プール施設使用料を加えるものでございます。

別表3、竜崎温泉「潮風の湯」プール施設使用料は、プール施設が介護予防を目的としていること、また浴場施設に比べて洗い場がなくシャワーのみやサウナを設置していないこと等を勘案して、浴場施設使用料の7割に設定することといたしております。

大人1回につき500円、町内住所を有する満65歳以上の者、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、1回につきまして400円、回数券11枚5,000円、町内65歳以上の者の回数券11枚4,000円、会員券、1年間3万5,000円、会員券半年2万円とし、小人1回につき300円も、身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者200円、回数券11枚3,000円としようとするものでございます。

備考は、プールの水深が110センチメートルであることから、事故等の危険性を考慮して、第1号で乳幼児の使用を禁止し、第2号では小学生の使用について保護者同伴を義務づける規定でございます。

附則は規則で施行期日を定める規定でございます。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 1点だけ確認しておきたいと思います。

回数券の件なんですけど、4,000円、11枚つづりが65歳以上とございますが、これ65歳の方いうのどうして判断できるのかということと、65歳の方がその回数券を63歳なり

2歳なりの方に譲ることはできるのか、そういうこと、いや大事になる可能性があるでしょう。例えば、我々、私の父が買って私にくれてもいいのか、そういうことを確認を取っておきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 65歳以上の確認ということですが、一応65歳以上の方にはそれを証明できる物を持参していただきたいと、それで確認するというようにしております。

（発言する者あり）

ほかの方が使うということは、それはもうないとは判断をしております。（笑声）（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに、平野議員。

議員（4番 平野 和生君） 確認の方法が難しいと言ってるつもりなんですけど、そら良心に任せるといことなんでしょうか。個人の良心に。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。 暫時休憩します。

午後5時14分休憩

.....
午後5時20分再開

議長（新山 玄雄君） それでは再開します。

答弁をお願いします。馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 先ほどの件ですが、訂正をさせていただきます。

まず、65歳以上の方には、まず初めは身分証明書によりまして提示をしていただくということです。それを提示していただければ、温泉の方から割引証明書を個人ごとに出します。次回からは、その割引証明書と回数券を提示していただければ本人確認ができるというふうになっております。

以上です。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 1回につきというのは、そのプールを出たらもう1回でなくなるのかどうか。（発言する者あり）いや、あそこは食堂、温泉の方は食堂も利用しながらまたプールも入れる、いや温泉利用できますよね。ですから、プールの方はどうなのかということですね、それをちょっと。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 一応、館内を出ない限りは（「館内出んにゃいい」と呼ぶ者あり）いいということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑、広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実は、回数券方式というのが、何を目的に回数券方式したんかがまず不明なんですよ。今時代に、回数券という方式、例えばあの当時旧橘地域で議論したのは、いかにも利用料が高いから引き下げてほしいという議論の中で回数券方式ができたというふうに私は認識しちよるわけですよ。

ほで、今度新たに条例をつくりますということなんですが、実際的に両方運用で利用率を高めるちゅう発想、さっきちょっと下げたと言うたが、両方利用したときはもうかなりの高額になるわけよね。そういう中で、利用率を高める、そして、いう発想でいけばよこれ自体がかなり高くなるんですよ、実際的に、500円という設定が。

ほじゃけ、ここ歩行サービスも受けますよと、そしてまたふるも入りますよちゅう視点で利用率を高めりゃあもっと引き下げんと全体の利用率は高まりませんよ。そういう状況がある、これ4月1日から。ああ、条例、定める日からじゃね、規則で定める日から施行ということですが、これは早い時期に回数券方式から券売機方式に変えていく努力はせんとなかなか、個人問題になるいう可能性があるんじゃないんかという点が1点です。

それと、両方運用、これを考えたんかどうなんかいところなんですよ、両方運用からこの料金設定をしたんかどうなんか。その点から見りゃあね、私は両方運用からの金額設定をしたとはとても思えんですよ。逆に、両方運用の場合はどういうところをつくっちゃった方が逆に発想としては豊かじゃないんかいところですよ。利用率を高めるという視点からすればね。

それともう1点、先ほどから介護保険、いわゆるいろんな介護、昔で言うといろんな介護保険制度に基づく、いろんな格好でそういう予防するんじゃという立場から、いろんな箱物つくってきちよるんですよ。

そういう中で、今度の施設はどういう、例えば入浴歩行にしても介護予防ということになれば、ある程度の療法士等が設置されるのかどうか、この辺も、まだ条例議論するとき、料金設定するときに全くできてないわけよ。

それによって、例えばその料金が決まってくるわけよ、その辺との絡みはどうなのか、その辺をトータルで議論してほしいわけなんよ、提起してほしいわけよ、議会側に。

例えば、今回この料金設定をしたのはこういう利点があってこういう設定をしたとか、それと回数券方式を維持するのはこういう利点があるからとか、条例改正ですからねもっと具体的な議論を議会に報告して設定すべきだという立場なんですよ。

ほじゃけ、新たにこれは追加部分でしょ、入浴、いわゆる歩行部門追加するわけですから、その視点で言えばやっぱりもっとこういうことから料金設定をしたんだというのを補足で説明していただきたいという点なんです。

それは、いろんな見方がありますから、いわゆるさっき馬野部長が言われたようなね、身分確認ちゅうはあ時代じゃないんですよ、実際にそこで使うちゅう格好でやていかんとなかなかね、そらあ矛盾が、運用上矛盾が出ると思います。その設定について。

議長（新山 玄雄君） 馬野健康福祉部長。

健康福祉部長（馬野 正文君） 料金設定につきましては、近郊にもこういう温浴施設とプール施設が併設してる施設があります。それらの、実際には規模やらも違うとは思いますが参考にはしたところですが、それらにつきましても、温浴施設、プール施設、別料金で設定をされているようでありまして。そのためには、今回もプールはプール部分でということで料金設定をさせていただきます。

この施設が、健康づくりを兼ねた施設ということで、過疎債の特別枠を財源としておりますので、できる限り多くの町民の皆さんに利用していただきたいということで、温浴施設よりは低額に設定をしたところであります。

このプールにつきましても、月曜日は休館日ですが、月曜から金曜につきましては健康運動指導士を張りつけまして、介護予防の教室とかいろんな事業をしていきたいと思っております。

それと、今回の介護保険法の改正によりまして、新予防給付、地域支援事業ということで、要支援にならないようにしようということで、高齢者の方に筋力トレーニングをするということもあります。

これらにつきましても、このプールを利用してやっていただきたいということで、常に午前中は町の行事をやっていきたい、午後につきましても、健康運動指導士がついておりまして一般の方を対象に健康づくりの教室をしていきたいというふうに思っております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） きょう採決だろうというふうに思うんですが、採決だろうから、実際的にはずっと、確かに今回かなりの投資をして、7億円という投資をしてつくるわけなんです、その物がどういう利用価値があるのかを大前提にやっぱり料金設定は私は考えるべきだ、仮にですよ、その施設が住民の、そこに住む町民の利用しやすい設定からしたらこれ高過ぎるんですよ実際。

介護予防ということでいっても、実際的には両方使いたいちゅんが気持ちとしては出るんですよ。そんなときには、少なくともどういう設定をするんじゃないかということは、確かに今言われたような格好にすると、そんなとき行ってもそれを使えんちゅう時間があるからちょっと難しいとは思わんじゃがね。

実際的には、そういういろんな網羅した中から金額は設定すべきだと。それでないと、将来的にやっぱりおかしゅうなるんじゃないかという点だけしちよきたいと思えます。

議長（新山 玄雄君） 答弁いいですか。

議員（16番 広田 清晴君） いいです。

議長（新山 玄雄君） ほかに、平川君。

議員（21番 平川 敏郎君） 濟いません。大人のところの1回につき400円、これはよろしいんですが、その次のページの4,000円の回数券11枚と、11枚券が町内の65歳以上のみになってるんですが、この2から4までのハンディキャップを背負ってる方はこれには、回数券11枚が4,000円というのはどうして入れられないのか、これは何か理由があるわけですか。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康増進課長。

健康増進課長（椎木 千明君） お答えいたします。回数券の身体障害者、療育手帳を交付受けている者、または精神障害者の交付を受けている者は入っていないということでございますが、これにつきましては、ほかの温泉施設、長浦の塩風呂保養館、片添の遊湯の料金設定を参考にさせて設定をさせていただきました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 濟いません。まあそうかもしれませんが、せっかく町内65歳以上というのが入っておって、2から4のハンディキャップ背負われる方がこの回数券使えられないと、ここの今の2項ですよ、大人のこの2項と相反するところがあるんじゃないかなあと思うんですが、その辺どうですかね。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問御指摘は、要するに500円の方が11枚で5,000円と一般の人がなるのに、障害者の方が400円を、回数券で買ったとき、11枚買ったときに4,000円にならないのかという御質問だったと思います。

今回、これを設定するときに3つの、片添と長浦とこの竜崎温泉というのが相当ばらばらに設定されておりましたので、できるだけ今後統一していこうという形で前回の改正も少し寄せましたし、今回でもまたそういう形をとっておりますが、ここだけを今4,000円、11枚、障害者をつくるということになりますとまたさらになりますので、できれば3つの施設を統一的に考えてみたいと思っております。

また、共通券ということも先ほどありましたが、共通券につきましても、利用状況を見ながら設定を考えてみたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 再確認ですが、旧橘町のときに聞いたんとちょっと若干違ううち

よるんですが、プールへ、したら入って食堂行くときですよ、私のちょっと勘違いかもわからないのですが、プールもふろも一緒に500円と思ってたんですが、今の説明を聞くと、したらプールへ入って食堂行くときはふろの方通っていくように図面がなっちゃったと思うんですよ。ちょっとそこんどこ。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康増進課長。

健康増進課長（椎木 千明君） 現在の、今回の改正案についてはプールのみの料金設定でございまして、そのプールの来られた方が食堂、レストランの方に行かれるということでございますが、その場合の確認というのは現在の玄関のすぐ隣に事務所がございまして。

そちらへも、一応従業員は配置をするということにしておりますので、そちらの方で確認をしていただくということで対応していきたいということに商工観光課と協議をしております。

議長（新山 玄雄君） わかった、どうですか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） じゃからそれは、今の、何とかねプール入った人がふろへ入ったり、ふろ入っちゃう人がプール行ったりする可能性もあるんじゃないかと思うんじゃがね、なかなか難しいんじゃないかと思うんですがね、きちっとしちよかんと。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） あのですね、あの、今の御懸念はよくわかるんです。要するに、まだ全体の像が見えてないのでそういう不安もあるかと思うんですが、新しい施設につきましては券売機をつけます。

券売機をつけたら、今度はその券を持っていったらちゃんとリストバンドをくれることになります。リストバンドは、プールのリストバンドとふろの、温泉の方のリストバンドは違います。それで、要するにそれで出てから食堂行って、全部リストバンドで料金をカウントするってして、最後に出るときにその出口でお金を払うというシステムになります。

だから、赤の、例えばですが、赤のリストバンド持った人がプールで青のリストバンド持った人が温泉ということになりますと、それは青の人が今度入るときにだめですよということになりますので、それはちゃんと見分けられるということになっております。

それで、おみやげを買ってもビールを飲んでも、みんなこのリストバンドでカウントしていただきまして、出口で料金を計算するということになるので、多分それは間違いのないと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） このプールに関しては、合併のときに旧町でもう決まったこととして皆さんで、臨時で議決してからできたことと記憶しております。

そういった中で、きょう最初の議会当初からいろいろ負担になってるいろんな施設の話があったわけですが、このたびこうして取り組むに当たってやはり地元住民からも多大なる要請があっ

ての実現であったと確信するわけですが、どの程度の入場者があれば、そういえばプールの管理で690万円ちょっとの予算が上がっておりますが、大体月単位にしてどれぐらいの人数の方が来たら黒字に転じると言いますか、いくと言いますか、その辺も試算があれば。

議長（新山 玄雄君） 椎木健康増進課長。

健康増進課長（椎木 千明君） プールでは、1日に70人を見込んでおります。（「70」と呼ぶ者あり）はい。年に換算しまして、開館日が310日でございますので2万1,700人ということで見込んでおります。

議長（新山 玄雄君） 尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 済いません。1日70名ということで今ありましたけど、非常に厳しい数字と思うわけであります。

最初は、当初は必ず話題性もありまして来場者が多いことと思いますが、先ほどからいろいろと企画運営されるような話がありましたので、しっかりとこの数字が確保できる形で頑張っていただけだと思います。

以上です。済いません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案39号について、反対の立場から討論しときたいというふうに思います。

1つは、私つくるときに言ったんですが、やっぱりどう利用されるかという点から考えていただきたい。その点からすると、今回のこの建物についてはかなり負担が、後年度負担がかなり大きいんじゃないかという側面、それと実際それが、例えば今回条例は提案されてどれだけ多くの人に利用していただくかという点もあるんです。実際的には。

そういう点から見れば、今回さきのいわゆる温泉部分の料金設定、ほいで今回の料金設定からすれば私は逆に、利用者からすれば逆に非常に利用しにくい設定なりやせんかと、逆に。利用しにくい、全体が利用しにくい設定になりやせんかという危惧をしております。

それともう1つは、さきの条例改正で回数券という格好での割引制度をつくっておるんで、その条例との兼ね合いで今回も回数券設定という提案をされちよとと思いますが、実際的に今もう割引制度というのは回数券設定ではね、特にこういう利用の場合は、例えば乗り物とかいうのはばらばらですのでそれで使えるんですが（「私語慎んでください」と呼ぶ者あり）こういう設定の場合はもう過去のものなんです。回数券という設定自体が。（発言する者あり）ですから、その点を实际的に考慮すべきだというふうに考えます。

それともう一つは、全体的に高いことに伴い、結局は最終的には利用率が低くなる、これは否めないんじゃないかなというふうに、きょう先ほどあったように、例えば70人適用で310回で2万1,700人という補足説明です。質疑に対する答弁がありました。実際的にこれも実際難しいんじゃないかなと(発言する者あり)という点だけは言うちよきたいというふうに思います。

議長(新山 玄雄君) それでは、次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(新山 玄雄君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第39号竜崎温泉「潮風の湯」設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の議員の起立。

〔賛成者起立〕

議長(新山 玄雄君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33・議案第40号

議長(新山 玄雄君) 日程第33、議案第40号周防大島町病院等事業の設置に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者(川田 昌満君) 議案つづりの81ページの議案第40号周防大島町病院等事業の設置に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

現在、医師が欠員となっております診療科も条例の中で標榜してまいりましたが、診療していない科については、患者様から誤解を受けかねないので標榜しないように社会保険事務局からの指導を受けたため、周防大島町立東和病院は呼吸器科及び小児科を削り、産婦人科を婦人科に改め、周防大島町立橋病院は外科及びリハビリテーション科を削り、産婦人科を婦人科に、歯科口腔外科を歯科にそれぞれ改め、周防大島町立大島病院は小児科、呼吸器科及び放射線科を削り、皮膚泌尿器科を皮膚科と泌尿器科に改めるものでございます。

現在、診療しています診療科の整理を行うものでございます。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(新山 玄雄君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） ですから、今補足説明されたんですが、実際的には放射線科等はないんだからすっぱり切ったということなんですか。放射線科は実際ないと。ほじゃけえ、条例上も切ったという言い方なんですか。

ほいで、あとリハビリテーション科、これを見るとそれもないという取り扱いなのか、ちょっと、もうちょっと説明を求めておきたいというふうに、実態と条例とのかかわりで、説明を求めておきたいと。

議長（新山 玄雄君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの質問にお答えします。

まず、放射線科でございますが、従前3病院に放射線科がありましたけれど、今東和病院は山口大学の放射線科から週に1度MRIの読影に来ておいていただきます。それで、一応東和病院は放射線科を残しておりますが、実質橋病院と大島病院には専門の読影するドクターがおりませんので今回削りました。

リハビリテーション科に関しましては、東和と大島に専門家はおりませんけれど、一応外科、整形外科の先生がおりますので、リハビリテーションを兼ねて診るということで東和と大島は残しております。橋病院は、外科、整形が常勤の先生がおりませんので、今回リハビリテーション科を落としております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第40号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程、荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） あのね、さっき広田議員が条例についてからちょっと質疑をされたんですが、条例案の中に既に、ほいじゃけ身障者等についての割引率が載っちゃうよね、回数券で。それちょっと確認して……。〔「済いません。条例のですね」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 暫時休憩します。

午後 5 時47分休憩

.....
午後 5 時49分再開

議長（新山 玄雄君） 再開をいたします。

今の（発言する者あり）ちょっと答弁してもらおうか、今の件について助役に報告してもらいます。

助役（椎木 巧君） 済いません。今既に議決いただいておりますので、これを修正するというのはちょっと難しいということでございますので、実は今ちょっとまだ私の方もちゃんと精査してませんが、片添の温泉とそれと今長浦の塩風呂と竜崎温泉はできるだけ整理して、同じような形にしたいと思っております。

ただ、500円、700円というのは変わらないところでございますが、あとの割引等につきましても、またその障害者の方が同じように入ってるという形を整理したいと思いますので、今ちょっと見たところによりますと片添の方もはいつてないような気がいたしますので、新たにまたこの会期中に整理をして、提案をさせていただきたいと思えます。

先ほどの答弁が、ちょっとそこがあったということにつきましては、明日訂正させていただき、本会議で（「ちゃんと訂正してください」と呼ぶ者あり）はい。先ほどの答弁の内容の間違いにつきましては、明日訂正させていただきます。

議長（新山 玄雄君） 訂正については議長一任にさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

議長（新山 玄雄君） それでは御苦労でございました。（発言する者あり）本日はこれにて散会をいたします。次の会議は、明3月9日木曜日午前9時30分から開きます。

午後 5 時50分散会